

解題・中国「新聞法」草案について

山本 賢二*

はじめに

中華人民共和国において「新聞法」は1989年の民主化運動以前につくられた三つの「草案」があった。一つは1988年4月につくられた中国社会科学院新聞研究所新聞法研究室編の「中華人民共和国新聞法（草案）」、もう一つは上海で1988年7月につくられた「中華人民共和国新聞法（上海起草小グループ、意見聴取稿）」（《中華人民共和国新聞法（上海起草小組、征求意见稿）》）であり、三つ目が国家新聞出版署によって1989年につくられた「中華人民共和国新聞法（審議用稿）」（《中華人民共和国新聞法（草案）送审稿》）である。

これらが「官」の営みだとすれば、筆者の知る限りにおいて、「民」すなわち民間ではこれより前、1984年に当時20歳歳であった于建嶸が「中華人民共和国新聞法（草案）——一人の新聞と法律工作者の提案」（《中華人民共和国新聞法（草案）——一个新聞和法律工作者的建議》）を書いている。その後、記者経験をもつ在野の一公民である眭愛宗も2005年に「『新聞出版法』公民提案稿草案」（「《新聞出版法》公民建議稿草案」）を公表している。

筆者はかつて1988年12月に「中国の『新聞法』論議考」と題する論文を『国際関係研究』（第9巻第2号1988.12 pp.99-119）に発表し、当時の「新聞法」をめぐる中国における議論と動向を詳述した。それは、当時の中国の政治環境を考えた時、ほどなく「新聞法」が制定され、全文が公表されるものという観測をもったからであり、制定、公表、施行される「新聞法」を分析するための予備探索の意味をもつものであった。

しかし、周知のように1989年の民主化運動を境にして政治環境が激変、もとより政治とジャーナリズムが一体である中国共産党一党独裁体制にある中華人民共和国において、党内における開明派の退潮によって、「新聞の自由」を保障するための「新聞法」の制定に支持基盤が失われ、その法制化の動きは止まった。その後は、陸続として行政上の法令、法規、条例などがつくられ、メディアに関係する法整備が進展するに伴って、中国共産党と政府の公的機関の取り上げるところとはならず、「新聞法」をめぐるその営みは研究者、言論人、公民の「民」の領域に留まっており、公式に「法」として国家による制定のための議事日程に上ることなく、制定、公布を未だみていない。

とはいえ、近年、憲政の主張が中国において顕在化し始める中で、もともと中国82年憲法の言論出版の自由を定めた第35条などに基づき「新聞の自由」を中心に議論されてきた「新聞法」についてもその制定を求める声が出始めている。また、「輿論の監督」の効果を上げるため、取材権を中心に記者、ルポルタージュ作家などの権利を保障しようとする「メディア監督法」（「新聞監督法」）に関する議案が2007年に王維忠吉林医科大学教授によって全人代に提起され、その継続とし

*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

て2012年には「全人代表の『メディア監督法』議案に関する意見聴取稿」（「人大代表关于《新闻监督法》议案征求意见稿」）がネットにアップされるという別の流れも出来つつある。

この間、筆者は訪中のたびに、中国のジャーナリズムについて、人民日報で総編集、社長などの職を歴任し、1989年当時中国新聞学会連合会会長でもあり、「新聞法」の草案作成にも深くかかわった胡績偉を訪ねさまざまな教示を受けてきた。「新聞法」草案に関しても例外ではなく、いろいろなお話を伺った。そして、これまで同氏からさまざまな資料をいただいたが、「新聞法」草案についての資料もその中に少なからぬあった。不幸にして、同氏は2012年9月16日96歳で永眠した。（『J&M 第6号』拙稿「胡績偉の遺産」参照）

本稿は「新聞の自由」を保障するための「新聞法」の成立に奔走し、志半ばにこの世を去った胡績偉に対する追悼の意味を含め、中国における「新聞法」草案についてのこれまでの経緯と現状を概観すると同時に、「官」と「民」を代表する新聞出版署の「中華人民共和国新聞法（審議用稿）」と咎愛宗の「『新聞出版法』公民提案稿草案」の原文全文とその日本語訳を資料として後掲し、中国の「新聞法」に対し学問的関心をもつ諸氏の参考に資するものである。

なお、ここで称する「新聞法」の「新聞」とは、日本と中国で共有するところの「新聞学」の「新聞」であって、ジャーナリズム活動に関係するすべての領域を含む概念であり、単に新聞紙を指すものではないし、ニュースまたは狭義の報道だけを指すものでもない。新井直之先生は生前、筆者に対し「ジャーナリズム法」がよいのではないかと話されていたが、そのように読み替えられても一向に差支えないし、「メディア法」や「プレス法」でも大きな問題は無いのではないかと思う。そのため、本稿では、「新聞」という中国語の語彙の多義性に鑑み、それぞれの前後の文脈の中で上述の意味で「新聞」を使ったり、「ジャーナリズム」、「ニュース」、「報道」、「メディア」、「プレス」など異なる訳語も使っている。ご了解いただきたい。

1. 中国「新聞法」草案の歴史的経緯

胡績偉は生前「我が国で初めての新聞法制定の艱難と不運」（《制定我國第一部新聞法的艱辛與厄運》争鳴2001年9、10、11号）のなかでこの「新聞法」の草案作りについて詳しく語っている。下記がその概要である。

胡によると、胡耀邦と趙紫陽の改革開放期に人民代表大会代表や政治協商会議委員の新聞法制定を求める声に対し、朱厚沢党中央宣伝部長と鐘沛璋新聞局局長が1983年末、全人代法制委員会と教育科学文化衛生委員会の指導者を招集、協議し、新聞法制定に着手することに同意を得た。鐘沛璋は「請示報告」（指示を仰ぐ報告）を書き、中央宣伝部の同意を得たのち、正式に中央書記処に報告された。報告に教育科学文化衛生委員会副主任委員胡績偉に新聞法制定を主宰させるとあったことで、中央書記処の承認を受けたのち、新聞仕事を主管している胡喬木書記によって、彭真全人代委員長に上げられ、その「同意」を得た。これによって、1984年4月から、胡績偉が新聞法制定の任に就いた。

しかし、1987年1月に胡喬木は国務院新聞出版総署の設置を利用して、新聞法の起草権を「新聞法研究室」から新聞出版総署に移そうと画策し、彼の権威によって教育科学文化衛生委員会の主要指導者も屈服させられ、「新聞法研究室」は1987年末から起草権はなく、研究権のみだけを持つ

こととなった。その後、1989年の春、政治改革を進めようとした趙紫陽に呼ばれて、趙と話し合いを持った席上、胡は新聞法の研究起草状況を詳しく説明し、趙も新聞法起草のための指導思想と主要な条文、さらには胡喬木との意見の食い違いについて理解し、趙から「新聞法研究室」を残す方法を考えるので、すでに起草された第三稿を引き続き修正していくようにと励まされた。

胡はさらに「新聞法」制定に反対する「老権威」（陳雲）が「国民党統治時代、一つの新聞法が制定された。我々共産党人はその字句を子細に研究し、そのしっぽをつかみ、その隙に入り込んだ。いま我々が政権を取っている。私は人様が我々の隙に入り込むのを免れるため、やはり新聞法は無いほうがよいと思う。法がなければ、我々は主動になれ、いかようにもコントロールできる。」と語ったことや「高級権威」（胡喬木）が「社会主義の新聞法を制定しようとしているがたいへん難しい。彼（胡績偉を指す）が最も熱心に騒いでいるが、彼にやらせておけばよい。」と言ったことなども明らかにしている。

また、孫旭培も「新聞立法：最も困難で、最も必要な立法」（「新聞立法：最困難和最需要的立法」）のなかでこの「草案」について語っている。

孫は「1980年の第五次全国人民代表大会、第五回政治協商会議期間中、新聞界から来た一部代表や委員が新聞出版法制定や公民の言論、出版の自由保障などの問題について発言し、当時の新聞刊行物に発表された。その後、1984年に全人代教育科学文化衛生委員会が先頭になって、新聞立法工作が始まった。1986年から1987年の間に、中国社会科学院新聞研究所新聞法研究室、上海の関係部門がそれぞれ新聞法草案を作り、最終的に新聞出版署に集められ参考とされ、新たに新聞法草案が作られた。この草案は内部で意見が求められ、前後十数回にわたって修正された。」と語ると同時に、「1989年2月、当時『新聞法』の起草を主宰していた国家新聞出版署署長は正式に新聞界に、衆目されている新聞法の『正式草案』を年末前に全人代常務委員会の審議に委ねることを目指していると、宣言した。彼は新聞界に向けて、新聞法草案の中にはっきりと『国家は公民が法律の許す範囲において新聞の自由の権利を行使する上で追究や侵害を受けないことを保障し、同時に法律に従い新聞の自由を乱用する行為を抑える。』ことが書かれるとともに、『新聞の自由とは公民がメディアを通じて国内外の大きな出来事を理解し、様々な情報を得、意見を発表し、社会生活と国家の政治生活に参加する上での一つの民主的権利である。』と明記もされていると伝えた。」と指摘している。

さらに、孫は1987年の13全大会で新聞出版法の速やかな制定に力を入れることが打ち出され、全人代党組が中央に提出した8期全人代期間（1992-1997）中の立法計画の中に新聞法、出版法があり、この計画は中共中央の承認（1994）も得ていたし、1998年3月の9期全人代第一回会議の席上、広東代表による32名の提案は「『新聞法』の速やかな制定」を呼び掛けたし、1998年12月初め、ドイツ紙のインタビューに答えた李鵬委員長が「我々は法定手続きに従って中国の国情に合致した新聞法を制定する。新聞の自由の原則は遵守すべきであるが、個人の自由は他人の自由を阻害してはならないという原則も遵守すべきである。新聞の自由は国家の発展に有益で、社会の安定に有益でなければならない。」と語ったことも引き合いに出し、1989年以降も動向も含めて往時を振り返っている。

また、胡績偉の逝去を悼み孫旭培が2012年9月19日にしたためた一文は「新聞法」をめぐるこの二人の関係について概要次のように触れている。

「新聞法」については、人民日報を離れ全人代教育科学文化衛生委員会副主任となった胡績偉は1984年から「新聞法」の法制化に取り組み、孫旭培に彼のところに来るように求めたが、孫は新聞研究所に残り、同委員会と新聞研究所合同で新聞法研究室を立ち上げ、孫が同室の責任者になった。そして全国各地で座談会を行い「新聞法」についての意見を聴取した。胡は深圳で香港の左、中、右の新聞人を招き意見も聴いた。さらに、胡は孫に「新聞法は社会主義の新聞の自由の保護法である」（新聞法是社会主义新闻自由保护法）というテーマで論文を書かせた。6年前、孫は胡も同じ表題の論文を書いていたことを知って「彼が新聞立法に携わった目的が他でもなく新聞の自由を保障することにあったことが分かる」としている。そして、1985年に孫は二人の院生を率いて新聞法草案を起草し、胡は何度となく全室の人員を組織して討論を行った。胡喬木が新聞出版署に起草権を移したが「新聞法」についての議論を続けた。（孫旭培「安らかに、胡績偉先生」（「安息吧，胡绩伟先生」http://blog.sina.com.cn/s/blog_487d902d0102ekvz.html）（『J&M 第6号』拙稿「胡績偉の遺産」参照）

この胡績偉が呼びかけ孫旭培が中心となって進められた中国社会科学院新聞研究所新聞法研究室の「新聞法」草案づくりは、新聞出版署の設置で、起草権を失ったものの、1988年に第三稿が完成し、「中華人民共和国新聞法（草案）」として、「新聞法研究室編『新聞法通讯』総第20期1988.4.10 pp.2-12」に掲載された。これはその任に当たった孫旭培のジャーナリズム思想を反映した研究成果だともいえる。

一方、上海では、次のような経緯で「新聞法」の草案づくりが行われた。この上海版「草案」の作成経緯については魏永征が詳しい。

「私の最初のメディア法研究活動を回想する」（『回忆我最初的媒介法研究工作』）の中で、当時上海社会科学院新聞研究所助理研究員であった魏は1986年の彼の日記に「9月30日、家において新聞法規の原稿を書き終えた。二十三条だ。」という記載があり、「これが『上海新聞工作の若干の規定（意見聴取稿）』の初稿が完成した日である。」とし、新聞研究所所長宋軍に送られた後、二十六条になったものが、関係者に印刷して回されたが、1986年の学生運動によって胡耀邦が下野したことで沙汰やみとなり、その後、上海市法制弁公室からの別の法律で規定しなければならないものもあるため、暫時議論を先送りにする旨が書かれてある手紙を宋軍から見せられたとし、この一件が落ち着いたことを語っている。

そして、当時を振り返った中で、その文面が「わりと皮相的であった」とした上で魏は「その文面には『新聞の自由』は出さず、『言論出版の自由』を出したが、これは宋軍と私の共通した意見であり、我々は新聞の自由を認めているものの、一つの地方の法規とすれば、憲法を遵守すべきであり、憲法の取り上げ方を採用し、『言論出版の自由』には『新聞の自由』が含まれるものとした。これはなんとか成立し得るものであった。文面にはほかに『新聞工作者は国家工作人員に属する』という一条があった。これは私が書いたもので、決して宋軍の意を受けたものではなかった。私の先生夏鼎銘先生はこれを見るとたいへん不満げに、ニュースメディアの一つの重要な職能はほかでもなく政府を監督することであり、君がこのように書くと新聞記者はみんな公務員になってしまい、どうして政府を監督できる？と語った。私は夏先生と言い争いさえし、ある社会主義国家の新聞法に『国家の新聞工作者』という表現があり、我々の新聞工作者も事実上はいずれも国家幹部で

あり、この一条を書き込めば、新聞記者は、例えば取材が阻害されれば、公務を妨害したと訴えることができる、などより多くの保障を得ることができると話した。これは『政府サイドメディア』の観念が我々の世代の人間の脳裏に深く根を下ろしていることを物語っている。」(http://yzwei.blogbus.com/logs/4285830.html) と語っている。

このように上海では、上海という地方に限定されたものとはいえ、上海社会科学院における新聞法研究の蓄積があった。

その後、1987年初めに、国務院に新聞出版署が設置されると、新聞法起草の仕事も同署に移され、王強華副署長が中心になり起草グループが作られた。魏によるとこの王と孫旭培は何度となく衝突したが「その中の一つの問題は誰が新聞を経営する主体となるかであり、孫旭培は断固として公民であるべきだと主張し、王強華は断固として単位（法人）に限定すべきだとし、両者ともに譲ることなく、互いの批判も激しくなり、最後には孫が起草グループを去った。」というエピソードも紹介している。

また、1989年版『上海文化年鑑』は「上海『新聞法』起草工作の進展に参加」（上海参加《新聞法》起草工作进程）と題した項目の中で、新聞出版署が上海に起草小グループを組織するよう委託し、これに上海が応じた経緯を明らかにしている。同『年鑑』によれば「1988年1月、新聞出版署が先頭になり、北京で新聞法起草小グループが設立された。幅広く意見を求め、長短相補うために、新聞出版署は上海に一つの起草小グループを組織するよう委託し、これに中共上海市委宣伝部、市新聞出版局、市新聞工作者協会、市新聞学会、市ラジオテレビ局、『解放日報』、『文匯報』、市社会科学院新聞研究所、市社会科学院法学研究所、市全人代常務委法律工作委员会弁公室、市人民政府法制弁公室、市人民政府新聞処、復旦大学新聞学院などの単位の関係責任者、専門家および教学研究人員などが加わった。龔心瀚がグループ長に就き、袁是徳、賈樹枚、柴之豪が副グループ長に就いた。」とし、この上海の起草小グループが三度の修正を経て1988年7月に「中華人民共和國新聞法（意見聴取稿）」を作り、新聞出版署に報告し、新聞出版署の起草小グループは起草過程の中で上海の起草した『意見聴取稿』の多くの意見を参考、吸収したと紹介している。（上海参加《新聞法》起草工作进程 作者：賈樹枚 上海文化年鑑1989）

そして、その間の事情について、魏は次のように回想している。「王強華は就任後間もなく、彼の助手曹三明を帯同し、調査研究のため上海に来た。その時、上海は全国で『メディア裁判』が最も集中していたところで、新聞法起草者はもちろん大きな関心を寄せていた。彼らは上海社会科学院にも来て、私を訪ね話をし、『上海新聞工作の若干の規定（意見聴取稿）』に大きな興味を示した。こうして私たちは知り合ったのである。1987年秋、当時上海市新聞出版局副局長であった賈樹枚が私に電話をくれ、王強華が彼に上海で別の新聞法起草小グループを作り、北京の起草小グループの『シャドーキャビネット』のように、ひとつの新聞法の文面を起草するよう提案してきたが、その目的は北京の起草グループに一つの参考となるものを提供することにあるというものであった。」。こうして、10月に当時市委宣伝部副部長であった龔心瀚がグループ長となり上海新聞法起草グループがつくられた。資料の収集、編集、議論を経て、「1988年上半期から起草が始まった。我々の起草工作は若干特殊なもので、集団による起草でもあった。我々はまず『新聞法』の総体的提綱を議論してから、総則、報道機関、新聞工作者、ニュースの取材と発表などの部分に大体分けて二三人が自由に組となり、それぞれ部分を分けて書いた。書き上がると、グループ全体の討

議に委ね、これらの文面をまとめて一編に書き上げる。まとめ役は私であった。まとめた文面をまた集団の討議にかけてから、最後に賈樹枚と私が定稿を行った。そして、1988年7月に「中華人民共和国新聞法（上海起草グループ 意見聴取稿）」として印刷し北京に報告した。

さらに、魏は「この時、『新聞法研究』には孫旭培が主宰する新聞法研究室の『試作』した『中華人民共和国新聞法（草案）』が発表された。聞けば、彼らは1985年に初稿を書き、いま発表したのがその初稿を基礎にして修正した第三稿だとのこと。秋になって、我々は王強華の主宰する政府筋の『中華人民共和国新聞法（意見聴取稿）』の印刷原稿も目にした。これこそが人々が常に語る、中国現代新聞史上不滅の三つの『新聞法原稿』なのである。」として、「この三つの原稿はいずれも独自に完成したものである。」と語っている。

そして、孫旭培の下で「新聞の自由権の具体化を論ずる—『中華人民共和国新聞法草案（審議用稿）』に対する研究と提案」（「論新聞自由権の具体化—対《中華人民共和国新聞法草案（送审稿）》的研究と建議」）と題する博士論文を書いた牛静によると「1988年6月、国家新聞出版署の新聞法起草小グループは新聞法の初稿を完成し、1989年に別の二つの文面とその他の意見を吸収したのち修正を加え、最終的に『中華人民共和国新聞法（審議用稿）』を形成した。」（同論文 pp.17-18）としている。

以上のことからわかるように、中国の「新聞法」草案作りは胡績偉と孫旭培率いる中国社会科学院新聞研究所新聞法研究室が党と政府の支持を受けて先行したのではあるが、新聞出版署の設立によって、流れが変わり、起草権をゆだねられた新聞出版署新聞法起草グループが1988年6月に初稿を完成し、秋に「意見聴取稿」を作ったあと、1988年4月につくられた北京の中国社会科学院新聞研究所新聞法研究室編「中華人民共和国新聞法（草案）」（以下孫旭培版）と上海で1988年7月につくられた「中華人民共和国新聞法（上海起草グループ 意見聴取稿）」（以下上海版）を参考にし、1989年に「中華人民共和国新聞法（審議用稿）」（以下北京版）を完成させたのである。

2. 三つの草案と「新聞の自由」

魏永征によると孫旭培版が「第一条で新聞の自由を保障することが本法制定の目的の一つに列している」のに対し、上海版は憲法と一致させることに努めたため「第一条に『公民の言論出版の自由を保障する。』とだけ提起した。」、北京版は第二条に「新聞の自由とは公民がメディアを通じて国内外の大きな出来事を理解し、情報を獲得し、それを伝え、意見を発表し、社会生活及び国家の政治生活に参与するうえで一つの民主的権利である。」とし、上海版の第二条に「新聞の自由とは言論出版の自由の新聞活動の中における現れである。公民はメディアを通じて国内外の情報を理解し、意見を表現し、いかなる国家機関や国家公務員に対しても批判および提案を行う権利を有する。報道機関はニュースを収集、編集制作、発表、伝達する権利を有する。」としている。さらに、孫旭培版は第一条第二項に「本法の規定するところの新聞の自由とは、公民がメディアを通じて、ニュースを発表、獲得し、言論、出版の自由の権利を享受、行使する権利を指す。こうした権利は憲法と憲法に基づいて制定された専門的法律の規定に違反しなければ、いずれも保護を受け、侵犯

を受けない。」とある。

「このほか、三つの文面はいずれも新聞の自由行使にあたっては必ず法律の規定する範囲内と規定しており、いずれも平時に政府はニュース検閲を実行してはならないと規定し、いずれも報道機関創設に審査許可制を実行すると規定、いずれも新聞活動の法律の最低ライン（すなわち掲載禁止内容）を規定、いずれも報道機関の訂正と弁明制度などを規定している。」としてその相似性を語る一方、その違いについては前述した王と孫の論争からも推測できるように、魏は王が1988年にChina Dailyに語った言葉を引用し、「新聞法研究室の文面は各人に個人的な新聞を作る自由があると規定されており、ほかの二つの文面にはこの問題に関するところがない。」ことであるとしている。

こうした魏永征が言及した三つの草案の内容について、より理解を深めるため、下記に孫旭培版と後掲した北京版の関係部分の原文と日訳を挙げておく。なお、日訳については閻瑾、叶柳、朱瑞璽、蔡昕悦が担当し、神尾優が整理に当たった。

(1) 「新聞の自由」の規定

孫旭培版

(原文)

第一条 根据中华人民共和国宪法第二十二条、第三十五条和其他有关条款，为保障新闻自由，为发展社会主义新闻事业，制定本法。

本法所规定的新闻自由，是指公民通过新闻媒介发表和获得新闻，享受和行使言论、出版自由的权利。此种权利只要不违反宪法和根据宪法制定的专门法律的规定，都得到保护，不受侵犯。

第二条 新闻媒介必须为人民服务，对社会负责。国家鼓励和支持新闻工作者实行道德自律。

第三条 (一) 为保障新闻媒介发挥其社会功能，一切国家机关、社会团体和企业事业组织都应为层次不同、对象不同的新闻机关从事新闻活动提供便利条件。

(二) 国家机关和各种社会团体有向新闻机关依法提供情况和新闻材料的义务。

(三) 向新闻机关提供的情况必须真实。

(四) 公民依法向新闻机关提供情况，不应因此受到任何方面的损害。

(日訳)

第1条 中華人民共和國憲法第二十二條、第三十五條及びその他の関係条項に基づき、新聞の自由を保障するため、社会主義新聞事業を發展させるため、本法を制定する。

本法の規定するところの新聞の自由とは、公民がメディアを通じて、ニュースを發表、獲得し、言論、出版の自由の権利を享受、行使する権利を指す。こうした権利は憲法と憲法に基づいて制定された専門的法律の規定に違反しなければ、いずれも保護を受け、侵犯を受けない。

第2条 メディアは人民のために奉仕し、社会に責任を負わなければならない。国家は新聞工作者が道德自律を実行するよう励まし、支持する。

第3条 (1) メディアがその社会機能を發揮することを保障するため、すべての国家機関、社会团体及び企業事業組織はいずれも、レベルの違い、対象の異なる報道機関に新聞活動に従事する上

での便利な条件を提供すべきである。

(2) 国家機関と各種社会団体は法律に基づいて報道機関に情報とニュース素材を提供する義務がある。

(3) 報道機関に提供する情報は真実でなければならない。

(4) 公民が法律に基づいて報道機関に情報を提供する時、これによっていかなる分野での損害も受けるべきではない。

北京版

(原文)

第一条 根据《中华人民共和国宪法》和我国实际情况，为保障新闻自由，维护新闻秩序，发展社会主义的新闻事业，制定本法。

第二条 新闻自由是公民通过新闻媒介了解国内外大事，获得和传播信息，发表意见，参与社会生活和国家政治生活的一项民主权利。

公民行使新闻自由的权利时，不得危害社会的安全，不得侵害国家的、集体的利益和公民的合法权益。

国家保障公民在法律允许范围内行使新闻自由权利不受追究和侵害，同时依法制止滥用新闻自由的行为。

(日訳)

第一条 「中華人民共和国憲法」及び我が国の実際状況に基づき、新聞の自由を保障し、新聞秩序を守り、社会主義の新聞事業を発展させるために、本法を制定する。

第二条 新聞の自由とは、公民がメディアを通じて国内外の大きな出来事を理解し、情報を獲得し、それを伝え、意見を発表し、社会生活及び国家の政治生活に参加するうえでの一つの民主的権利である。

公民は新聞の自由の権利を行使する際、社会の安全に危害を与えてはならず、国家、集団の利益及び公民の合法的權益を害してはならない。

国家は公民が法律に許される範囲で新聞の自由の権利を行使することについて追究や侵害を受けないことを保障すると同時に、法律によって新聞の自由を濫用する行為を抑える。

(2) ニュースの検閲

孫旭培版

(原文)

第八条 除国家处于总动员时期以外，不得对新闻机关传播新闻、发表言论施行任何形式的新闻检查。在实行局部动员时，新闻检查只施行于该局部地区。

机关报受本机关的管理和指导，不能视为新闻检查。但其各种管理条例、制度不得与本法相抵触。

(日訳)

第8条 国家が総動員状態にある時以外、報道機関がニュースを伝え、言論を發表することに対していかなるニュース検閲も実行することができない。部分的な動員を実行する際には、該当局部地域のみならずニュース検閲を行う。

機関紙は当該機関の管理と指導を受けるが、ニュース検閲と見てはならない。しかし、各種の管理条例、制度は本法と抵触してはならない。

北京版

(原文)

第二十七条 新闻机构发表新闻应得到国家支持，受法律保护。

国家机关有义务向新闻机构提供有价值的新闻资料。但涉及机密者除外。

国家机关应建立新闻发言人制度，举行记者招待会和新闻发布会。

除在宣布紧急状态外，不进行新闻检查，主办单位对所办的新闻机构的管理，不视为新闻检查。

(日訳)

第二十七条 報道機関がニュースを發表することは国家からの支持を得、法律の保護が受けられるべきである。

国家機関は報道機関に対し価値あるニュース素材を提供する義務を有する。しかし、機密に関わるものは除外する。

国家機関はニューススポークスマン制度を設け、記者会見とニュース發表会を行うべきである。

緊急状態が宣言された時以外、ニュース検閲を行わない。設立単位が行っているところの報道機関に対する管理は、ニュース検閲とは見なさない。

(3) 報道機関の開設

孫旭培版

(原文)

第十二条 新闻机关的创办，由国家机关、政党机关、事业企业组织，以及公民团体进行。

报纸、期刊的创办也可由自然人进行。

(日訳)

第十二条 報道機関の創設は国家機関、政党機関、事業企業組織および公民団体によって行われる。

新聞紙、定期刊行物の創刊は自然人によっても行うことができる。

北京版

(原文)

第九条 新闻报社、新闻期刊社、新闻图片社的创办，审批和出版行政管理，适用《中华人民共和国

国新闻法》。

第十条 通讯社、广播电台、电视台、新闻电影制片厂只能由国家举办。

通讯社、广播电台、电视台、新闻电影制片厂的创办和审批另行规定，其新闻活动适用本法。

(日訳)

第九条 ニュース新聞社、ニュース定期刊行物社、ニュース写真社の創設、審査認可および出版行政管理には「中華人民共和国新聞法」が適用される。

第十条 通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所は国家だけが作ることができる。

通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所の創設および審査認可は別の規定によるが、その新聞活動には本法が適用される。

(4) 権利、禁止・義務事項

孫旭培版

(原文)

第九条 禁止任何公民、组织或新闻机关本身利用新闻媒介从事下列活动：

- (一) 发表仇视、反对或旨在颠覆中华人民共和国的报道或言论。
- (二) 泄露有关军事机密或对国家具有特殊重要意义的科技和经济机密。
- (三) 煽动民族、种族、宗教和性别之间的歧视。
- (四) 煽动分裂国土。
- (五) 发表色情、淫秽的文字、图片或画面。
- (六) 扰乱社会治安，破坏社会秩序。
- (七) 诽谤公民或法人。
- (八) 发表足以损害中华人民共和国与其他国家友好关系的虚假的、歪曲的新闻或言论。
- (九) 违反宪法和法律的活动。

(日訳)

第9条 いかなる公民、組織あるいは報道機関も自身がメディアを利用して、下記の活動を行うことを禁ずる。

- (1) 中華人民共和国を敵視し、反対し、あるいは顛覆を意図する報道あるいは言論を発表すること。
- (2) 関係軍事機密あるいは国家にとって特殊な重要意味をもつ科学技術と経済機密を漏洩すること。
- (3) 民族、人種、宗教及び性別間の差別を煽動すること。
- (4) 国土の分離を煽動すること。
- (5) 色情、わいせつの文章、写真あるいは画像を発表すること。
- (6) 社会治安を混乱させ、社会秩序を破壊すること。
- (7) 公民あるいは法人を誹謗すること。

(8) 中華人民共和国とその他の国家の友好關係に損害を与える虚偽の、歪曲されたニュースあるいは言論を發表すること。

(9) 憲法と法律に違反する活動。

.....

(原文)

第二十二條 新聞工作者在依法執行職業任務時，有下列權利：

(一) 從國家機關、社會團體、事業企業組織獲得新聞材料。

上述組織如拒絕提供材料，新聞機關的總編有權要求其在三天內，提出拒絕提供材料的理由，並用書面形式通知新聞機關。新聞機關有權視情況提請當地新聞評議會評議，或向人民法院起訴。

(二) 採訪國家機關、各黨派、社會團體、企事業單位公開會議並獲得會議資料；採訪各種集會、比賽、娛樂活動。

如會議對記者採訪有所限制，此類決定應由會議主持單位的負責人作出，以示負責。

(三) 一切新聞機關享有獲得情況或材料、傳播新聞的平等權利。當接受記者採訪有名額限制時，會議或活動主辦單位可委託新聞工作者協會協調處理，後者應接受這種委託。

(四) 報道和評論社會生活中的各種事件。新聞媒介獨立負責地批評危害社會生活和人民利益的錯誤行為和不良現象，而不需經過新聞機關以外的單位和個人的批准。

(五) 所採寫的新聞首先須傳送到其所屬的新聞機關，而不受阻攔。

禁止任何組織或個人在新聞工作者執行職業任務時，對其進行阻撓、威脅、迫害，或危害其人身安全。

(六) 為便利採訪和迅速傳遞新聞，在交通和通訊方面獲得優待。

(七) 本法所賦予的其它權利。

第二十三條 新聞工作者執行職業任務時，必須履行下列義務：

(一) 客觀、公正地進行報道和評論。

(二) 在報道中通常要交代新聞來源，但當材料提供者事先說明不准透露時，或當交待新聞來源有可能給新聞材料提供者帶來損害時，不得透露有可能辨認出新聞材料提供者身份的资料，以及其他個人材料。但在法庭調查時除外。

(三) 不得發表不真實的材料，損害他人名譽，構成對他人的誹謗。不得對任何公民使用蔑視或謾罵的語言，對其進行侮辱。

(四) 未經本人允許，不得發表有關個人隱私的材料，這些材料包括姓名、肖像、財產、住所、經歷、身體健康狀況、個人生活和家庭生活狀況。

但是當這些材料與社會利益和與該人的公共活動有密切聯繫時，不受此限。

(五) 不得損害司法尊嚴。

新聞工作者可以客觀報道案件發生情況、法院審理過程及判決結果。不得在報道中故意偏向於原告或被告任何一方面。不得報道非公開審理的案件。

在法院審理尚未結案以前，未經司法機關同意，不得報道偵破情況，不得報道合議庭的評議情況，不得對審理作任何評價，不得超越司法程序搶先報道判決結果。

對案件審理和判決的評論，只能在結案後進行。

(六) 不得报道法律中所规定的关系到国家安全和利益的机密。

(七) 记者和编辑不得从事招揽广告的活动。新闻媒介上的广告应有明确的标志，使受众得以与新闻区分开来。任何新闻媒介都不得刊登或播放向被报道者收费或变相收费的新闻。

(八) 本法所规定的其他义务。

(日訳)

第二十二條 新聞工作者が法律に従い職務を執行する時、下記の権利を有する：

(1) 国家機関、社会团体、事業企業組織からニュース素材を獲得する。

上記組織が素材を提供することを拒否した場合、報道機関の総編は三日以内にそれに拒否の理由を提出するとともに、書面形式で報道機関に通知するよう要求する権利を有する。報道機関は状況を見て当該地の新聞評議会に評議を請求したり、あるいは人民法院に提訴する権利を有する。

(2) 国家機関、各党派、社会团体、企業事業単位の公開会議を取材するとともに、会議資料を獲得する。各種の集会、試合、娯楽活動を取材する。

会議が記者の取材にいくらか制限を加えるとき、この種の決定は会議の主催単位の責任者によって行われ、その責任を明示しなければならない。

(3) すべての報道機関は情報あるいは素材を獲得し、ニュースを伝える平等の権利を享有する。記者の取材を受けるのに人数制限がある場合に、会議あるいは活動主催単位は新聞工作者協会に調整処理を委託することができ、後者はこうした委託を受け入れるべきである。

(4) 社会生活におけるさまざまな事件について報道、評論する。メディアは独立して、責任をもって社会生活と人民の利益に危害を及ぼす誤った行為やよくない現象を批判するが、これには報道機関以外の単位や個人の承認を必要としない。

(5) 取材して書いたところのニュースはまずその所属する報道機関に送らなければならない、それは妨げを受けない。いかなる組織あるいは個人も新聞工作者が職務を実行する時、それに妨害、脅迫、迫害あるいは人身の安全に危害を及ぼすことを禁じる。

(6) ニュースを取材し、速やかに伝えるうえで、便宜を与えるため、交通や通信面で優遇を受ける。

(7) 本法が賦与するところのその他の権利。

第二十三條 新聞工作者が職務を執行する時、下記の義務を履行しなければならない：

(1) 客観、公正に報道と評論を行う。

(2) 報道の中では通常ニュースソースを明らかにすべきであるが、素材の提供者が事前に明らかにしてはならないと説明した時、あるいはニュースソースを明らかにすることが素材の提供者に損害をもたらす可能性がある場合には、ニュース素材の提供者の身分が分かる可能性のある素材、あるいはその他の個人の資料を明らかにしてはならない。しかし、法廷調査時は除外する。

(3) 真実でない素材を発表し、他人の名誉に損害を与え、他人に対する誹謗が成り立つことをしてはならない。いかなる公民に対しても軽蔑や罵倒するような言葉を使用し、それに対し侮辱してはならない。

(4) 本人の許可を経ずに、個人のプライバシーに関する素材を発表してはならず、こうした素材

には名前、肖像、財産、住所、経歴、身体健康状況、個人生活及び家庭生活状況が含まれる。

しかし、こうした素材が社会的利益及び当該者の公共活動と密接な関連がある時、この限りではない。

(5) 司法の尊厳に損害を与えてはならない。

新聞工作者は事件の発生状況、法院の裁判過程及び判決結果を客観的に報道することができる。報道の中で原告あるいは被告のどちらかの一方に故意に偏向してはならない。非公開審理の案件を報道してはならない。

法院の審理が結審する前、司法機関の同意を経ずに、事件解決状況を報道してはならず、合議庭の評議状況を報道してはならず、審理に対しいかなる評価も行ってはならず、司法手続きを超えて判決結果を争って先に報道してはならない。

案件の審理及び判決についての評論は、結審後のみ行える。

(6) 法律に規定されているところの国家の安全及び利益に関わる機密を報道してはならない。

(7) 記者及び編集は広告を募集する活動に従事してはならない。メディアの広告は受け手がニュースと区別できるような明確の標記があるべきである。いかなるメディアも報道対象者から費用を徴収したり、あるいは形を変えた費用を徴収するようなニュースを掲載または放送してはならない。

(8) 本法の規定するところのその他の義務。

北京版

(原文)

第十九条 新闻工作者在进行新闻活动时，享有下列权利：

(一) 通过合法渠道接近新闻来源，采集新闻材料；

(二) 采访国家机关、政党、社会团体、企事业单位并获得新闻材料。

上述被采访者提供的新闻材料必须真实。有义务提供新闻材料的国家机关如认为新闻材料不得公开或拒绝提供，应说明理由并及时通知采访者或其所属的新闻机构。新闻机构如认为理由不正当，可以向上级机关或有关部门反映，或向新闻仲裁委员会申诉。

(三) 采访国家机关、政党、社会团体、企事业单位举办的公开会议和与公共利益有关的公众集会。

有义务提供新闻材料的国家机关举办的公开会议和公众集会如果拒绝采访或限制采访人数，按(二)款原则处理。

(四) 报道和评论社会生活中的各种事件。

(五) 揭露和批评国家机关、政党、社会团体、企事业单位的官僚主义、违法乱纪和一切不良现象。

(六) 转达批评、核对事实时，提出要求答复的合理期限。如果有关单位或个人没有正当理由而逾期不作答复，即视为对所询事实无不同意见。

(七) 拒绝披露新闻来源，但对本新闻机构的负责人或依法在法庭上作证时除外。

(八) 正常工作受到干扰、阻挠时，要求有关的国家机关予以排除。

(九) 因履行职务而受打击陷害、人身安全受到威胁、合法权益受到侵害时，要求有关的国家机关

予以保护，制止侵害。

- (十) 因履行职务的需要，在交通、通讯和住宿方面优先安排。
- (十一) 本法赋予的其他权利。

第二十条 新闻工作者在进行新闻活动时，应履行下列义务：

- (一) 遵守所属新闻机构的创办宗旨和章程，受所属新闻机构的领导。
- (二) 认真履行职责，真实、客观公正地报道新闻。
- (三) 依照法律规定保守国家秘密，保守被采访者的业务秘密和保护他人隐私。
- (四) 维护司法尊严。非经司法机关同意，不得报道非公开审理的案件和披露合议庭的评议内容。对案件侦查、检察、审判的报道，应与司法程序相一致，对案件判决的评议，在结案后方得进行。
- (五) 不得利用履行职务之便直接从事广告或其他营利活动。
- (六) 严禁以新闻做交易，索取钱财，谋取私利。
- (七) 本法规定的其他义务。

(日訳)

第十九条 新聞工作者は新聞活動を行う時、下記の権利を享受する：

- (1) 合法的なルートを通じて、ニュースソースに接近し、ニュース素材を取材収集する。
- (2) 国家機関、政党、社会团体、企業事業単位を取材し、併せてニュース素材を獲得する。

上述の被取材者が提供するニュース素材は真実でなければならない。ニュース素材を提供するという義務を有する国家機関が、ニュース素材を公開できないと考えた時、あるいは提供することを拒絶する時は、理由を説明し、併せて適時に取材者あるいは彼の所属する報道機関に通知すべきである。報道機関はその理由が正当ではないと考える時、その上級機関あるいは関連部門に伝達、あるいは新聞仲裁委員会に申し立てを行うことができる。

(3) 国家機関、政党、社会团体、企業事業単位が開催する公開会議と公共利益に関する公衆集會を取材する。ニュース素材を提供する義務を有する国家機関が開催する公開会議および公共利益に関する公衆集會が、取材を拒絶、あるいは取材する人数を制限するとすれば(2)項の原則に基づいて処理する。

(4) 社会生活の中における各種の事件を報道、評論する。

(5) 国家機関、政党、社会团体、企業事業単位の官僚主義、法律に違反し、規律を乱すことおよびすべての良くない現象を暴露、批判する。

(6) 批判を伝達、事実を確認する時、回答を求める合理的な期限を提示する。もし関係単位あるいは個人が正当な理由なく期限までに回答しなければ、すなわち尋ねられた事実と異なる意見が無いものと見なす。

(7) 当該報道機関の責任者あるいは法律に基づいて法廷で証言する時を除き、ニュースソースを明らかにすることを拒絶する。

(8) 正常な業務が妨害、阻害された時は、関係国家機関にそれを排除することを要求する。

(9) 職務を履行することで、打撃を受け、陥れられ、人身の安全が脅威にさらされ、合法的權益が侵害を受けた時、関係国家機関に保護、侵害制止を要求する。

- (10) 職務を履行する必要があるれば、交通、通信および宿泊面で優先的に手配される。
- (11) 本法の賦与するその他の権利。

第二十条 新聞工作者が新聞活動を行う時、下記の義務を履行すべきである：

- (1) 所属する報道機関の創設の宗旨と規約を遵守し、所属する報道機関の指導を受ける。
- (2) 職責を真剣に履行し、真実、客観公正にニュースを報道する。
- (3) 法律の規定に基づいて国家秘密を守り、被取材者の業務秘密を守り、他人のプライバシーを保護する。
- (4) 司法の尊厳を擁護する。司法機関の同意を得なければ、非公開審理の案件を報道、合議法廷の評議内容を披歴してはならない。案件の捜査、検察、審判に対する報道は司法手続きと一致させるべきで、案件の判決に対する評議は、結審後に始めて行える。
- (5) 職務を履行する便宜を利用して、広告あるいはその他の営利活動に直接従事してはならない。
- (6) ニュースを取引にし、金品を求め、私利を図ることを厳禁する。
- (7) 本法の規定するその他の義務。

.....

(原文)

第二十九条 新闻机构不得发表《中华人民共和国出版法》规定的禁载内容。

(日訳)

第二十九条 報道機関は『中華人民共和国出版法』に規定する掲載禁止の内容を發表してはならない。

(5) 訂正と弁明

孫旭培版

(原文)

第二十四条 对于新闻机关的失实报道，公民、法人或其他团体、组织有权要求新闻机关予以更正。

新闻机关的不公正报道或评论对公民、法人或其他团体组织的名誉和利益造成并非轻微的损失，被损害者有权要求进行答辩。

当有关的组织已不复存在，要求更正或答辩的权利属于与原单位有直接利害关系的单位和个人。

当有关的个人不能而并非不愿运用这一权利时，要求更正或答辩的权利属于被损害者的配偶、父母、兄弟姐妹或其所在的单位或曾经所在的单位。

第二十五条 (一) 更正或答辩的要求应当用书面形式向新闻机关提出。

(二) 要求更正或答辩的通知书应说明：

1、发表原报道或者评论的报刊的名称、期号、版次或者页数，广播电台，电视台的名称和节目时间，新闻影片的厂名、片名；

2、更正或答辩所涉及的原报道或评论的内容；

3、更正或答辩的理由和内容；

4、要求更正或答辩的单位的名称、地址，或公民个人的姓名、地址。

第二十六条 更正或答辩有下列情况之一者，新闻机关可以拒绝发表：

1、有违反宪法、法律、法令的内容。

2、有属于国家机密的内容。

3、有明显不真实的或者旨在诽谤、侮辱、威胁他人的内容。

4、与所涉及报道或者评论没有直接关系。

5、由于所涉及报道或评论无关的单位或个人提出要求的。

6、在报道或者评论播发六十天之后才提出的，通过邮寄的通知书以邮戳为准。

有关单位或个人不可能在较早的时间内得知新闻机关播发的内容，更正或答辩要求的提出期限可延长至九十天。

第二十七条 新闻机关在接到更正或答辩通知书后，如果不存在拒绝发表的理由，应尽快予以发表。

（一）每周至少出版、或广播、或发稿一次的新闻机关应当在七天之内发表，其它新闻机关应当在即将出版的报刊、或拍制的新闻影片、或播放的广播节目、或在发送的新闻稿中发表。

（二）在下列情况下，新闻机关应于三天之内，在所属的或非所属的全国性的新闻媒介上发表更正或答辩：

1、在选举期间与竞选人有关的更正或答辩。

2、不立即发表就必然产生严重危害。

（三）任何新闻机关都应刊登所转用的其它新闻机关的报道或者评论的更正或答辩。

（四）被要求更正或答辩的新闻机关已不复存在，原新闻机关的负责人有责任将更正或答辩在全国性报刊上发表。

第二十八条 （一）报纸、杂志的更正或答辩应在所涉及的原报道或者评论的相同版面或栏目中发表，并采用同号字体和醒目标题。

（二）电台、电视台的更正或答辩，应当在与所涉及的原报道或者评论的相同广播节目或播出时间里，用口语播出。

（三）新闻纪录影片的更正或答辩还应当在全国性报纸上发表。

第二十九条 （一）新闻机关应当无增删地发表所接收到的更正或答辩。

更正或答辩不必要地超过了有关的新闻报道或评论，或者新闻机关对所发表报道或评论不全部承担直接责任，新闻机关可以摘录发表更正或答辩，但不得有损于更正或答辩的原意。

（二）新闻机关在本法有关发表更正或答辩的规定范围内，与要求者达成协议，可以改变方式予以发表。

（三）录音、录相、影片中被更正或答辩的部分应当停止播放。

第三十条 （一）本章涉及的更正或答辩不能以读者来信的形式发表。

（二）当更正或答辩署上真实姓名发表可以构成对要求者的损害时，更正或答辩可以用笔名发表，真实姓名只通报给新闻机关的编辑部。

（三）新闻机关对更正的内容不得在同一期报刊或同一次广播中加以评论；对答辩发表评论，须限于有事实根据的意见。

第三十一条 新聞机关发表更正和答辩不应向要求者收取费用，除非更正或答辩超过原报道或评论的篇幅，超过部分按广告标准收费。

第三十二条 新聞机关拒绝刊登更正或答辩，或刊登更正或答辩未按第二十九、三十、三十一条的规定去做，要求更正或答辩者可向人民法院申诉，要求重新刊登更正或答辩。

(日訳)

第二十四条 報道機関の事実と異なる報道に対して、公民、法人あるいはその他の団体、組織は報道機関に訂正を求める権利を有する。

報道機関の不正な報道あるいは評論によって、公民、法人あるいはほかの団体組織の名誉および利益にけっして軽微ではない損失がもたらされた時、その被害者は弁明を求める権利を有する。

関係組織がすでに存在しなくなった時、訂正あるいは弁明を求める権利は原単位と直接的な利害関係をもつ単位あるいは個人に属する。

関係個人がこの権利をけっして運用したくないのではなく、できない時、訂正あるいは弁明を求める権利は被害者の配偶者、父母、兄弟姉妹あるいはその所在单位あるいは所在していた単位に属する。

第二十五条 (1) 訂正あるいは弁明の要求は書面によって、報道機関に提出すべきである。

(2) 訂正あるいは弁明を求める通知書には次の点を明らかにすべきである：

- 1、原報道あるいは評論を発表した新聞刊行物の名称、号数、版数あるいはページ数、ラジオ局、テレビ局の名称と番組時間、ニュース映画の製作所名、映画名。
- 2、訂正あるいは弁明に関係するところの原報道あるいは評論の内容。
- 3、訂正あるいは弁明の理由と内容。
- 4、訂正あるいは弁明を求める単位の名称、住所、あるいは公民個人の姓名、住所。

第二十六条 訂正あるいは弁明は下記の情況の一つがあるものについては、報道機関は発表を拒絶することができる。

- 1、憲法、法律、法令に違反する内容のあるもの。
- 2、国家の機密に属する内容のあるもの。
- 3、明らかに真実でないものあるいは他人を誹謗、侮辱、脅迫を意図する内容のあるもの。
- 4、関連する報道あるいは評論と直接関係のないもの。
- 5、関連する報道あるいは評論と関係がない単位あるいは個人によって要求が提出されたもの。
- 6、報道あるいは評論が伝えられて 60 日後に始めて提出されたもの、郵送を通じた通知書は消印を基準とする。

関係単位あるいは個人が比較的早い時期に報道機関が伝えた内容を知ることが不可能な場合には、訂正あるいは弁明の要求の提出期限を 90 日まで延長できる。

第二十七条 報道機関は訂正あるいは弁明の通知書を受け取った後、もし発表を拒絶する理由がないとすれば、速やかに発表すべきである。

(1) 毎週少なくとも一回出版、あるいは放送、あるいは送信する報道機関は 7 日以内に発表すべきであり、その他の報道機関は近く出版される新聞刊行物、あるいは制作されるニュース映画、あるいは放送されるラジオ番組、あるいは送信されるニュース原稿の中で発表すべきである。

(2) 下記の情況のもとでは、報道機関は3日以内に、所属しているところあるいは所属してはいない全国的なメディアに訂正あるいは弁明を発表すべきである。

- 1、選挙期間における立候補者に関する訂正あるいは弁明。
- 2、すぐ発表しないと必然的に重大な危害が生じるもの。

(3) いかなる報道機関も転用したところのその他の報道機関の報道あるいは評論の訂正あるいは弁明を掲載すべきである。

(4) 訂正あるいは弁明を要求される報道機関がすでになくなっていて、原報道機関の責任者には訂正あるいは弁明を全国的な新聞刊行物に発表する責任を有する。

第二十八条 (1) 新聞紙、雑誌の訂正あるいは弁明は関連するところの原報道あるいは評論と同じ紙面あるいは記事欄の中で発表、併せて同じ字体と目立つ見出しを採用すべきである。

(2) ラジオ局、テレビ局の訂正あるいは弁明は関連するところの原報道あるいは評論と同じラジオ番組あるいは放送時間に口頭で放送すべきである。

- (3) ニュース記録映画の訂正あるいは弁明については全国的な新聞紙上に発表すべきである。

第二十九条 (1) 報道機関は修正せずに受け取ったところの訂正あるいは弁明を発表すべきである。

訂正あるいは弁明は不必要的に関連する報道あるいは評論を超えたり、あるいは報道機関が発表したところの報道あるいは評論に対して直接的責任のすべてを負わない場合は、報道機関は訂正あるいは弁明を要約して発表できるが、訂正あるいは弁明の原意を損ってはならない。

(2) 報道機関は本法の訂正あるいは弁明の発表に関する規定範囲内で、要求者と取り決めに合意した場合は、方式を変えて発表できる。

- (3) 録音、録画、フィルムの中で訂正あるいは弁明された部分は放送中止すべきである。

第三十条 (1) 本章が関連する訂正あるいは弁明は、読者から投書という形式で発表してはならない。

(2) 訂正あるいは弁明に本名署名のまま発表され、それが要求者に対する損害を構成する場合は、訂正あるいは弁明をペンネームを使い発表でき、本名はただ報道機関の編集部に伝達する。

(3) 報道機関は訂正の内容に対して同じ号の新聞刊行物あるいは同じ回のラジオ番組で評論を加えてはならない。弁明に対する評論発表は、事実根拠がある意見に限られなければならない。

第三十一条 報道機関は訂正および弁明が原報道あるいは評論の紙幅を超えない限り、要求者から費用を受け取ってはならず、超える部分は広告基準にあわせて費用を取る。

第三十二条 報道機関が訂正あるいは弁明を掲載することを拒絶、または訂正あるいは弁明を掲載するにあたり、第二十九、三十、三十一条の規定に合わせて行わない時は、訂正あるいは弁明を求める人は人民法院に訴え、訂正あるいは弁明を改めて掲載することを求めることができる。

北京版

(原文)

第三十条 新闻机构不得发表失实的新闻。

发现新闻失实，新闻机构应当及时更正。

授权发表的新闻失实，由授权者更正。

国家机关提供不真实的情况而造成的新闻失实，由提供情况的国家机关更正。

采用或转载（播）其他新闻机构的新闻失实，在播发或原载的新闻机构更正后，采用或转载（播）的新闻机构也应更正。

第三十一条 公民、法人和其他社会组织，发现新闻失实，有权要求新闻机构发表更正或答辩。

新闻机构收到更正或答辩的要求，只要认定这种更正或答辩是有根据的，没有违反法律和社会公德，并没有其他不予发表的正当理由，就应当及时发表更正或答辩。如果这种更正或答辩失实，由更正者或答辩者承担法律责任。

第三十二条 新闻机构对于非故意原因造成的一般失实新闻，只要应当事人的要求，及时地发表了更正或答辩，并明确承认其是真实的，即视为已经履行了新闻失实的法律责任。

第三十三条 新闻机构认定新闻的基本事实属实，或认为更正、答辩不宜发表，应在收到更正或答辩要求以后，及时通知当事人。逾期不通知的，或没有正当理由而拒绝发表更正或答辩的，当事人可以向新闻机构的主办单位反映，或向新闻仲裁委员会申请，或向人民法院起诉。

（日訳）

第三十条 報道機構は事実と異なるニュースを発表してはならない。ニュースが事実と異なることを発見した場合、報道機構は適時に訂正しなければならない。

権限を授けられたニュースが事実と異なる場合、授権者により訂正される。

国家機関が真実ではない情報を提供することによって、ニュースが事実と異なることを引き起こした場合、情報を提供した国家機関により訂正される。他の報道機関から採用あるいは転載（放送）したニュースが事実と異なる場合、放送あるいはもともと掲載した報道機関が訂正した後、それを採用あるいは転載（放送）した報道機関も訂正すべきである。

第三十一条 公民、法人およびその他の社会組織は、ニュースが事実と異なることを発見した場合、報道機関に訂正あるいは弁明を発表することを求める権利を有する。

報道機関は、訂正あるいは弁明の要求を受けて、その訂正あるいは弁明に根拠があると認定され、法律と社会公德に違反せず、併せてその他の発表しない正当な理由がなければ、適時に訂正あるいは弁明を発表すべきである。もしその訂正あるいは弁明が事実と異なる場合、訂正者あるいは弁明者が、法律責任を負う。

第三十二条 報道機関は、故意ではない原因によりもたらされた一般的な事実と異なるニュースに対し、当事者の要求に応え、適時に訂正あるいは弁明を発表し、併せてそれが事実であると明らかに認めさえすれば、事実と異なるニュースについての法律責任を履行したものと見なす。

第三十三条 報道機関は、ニュースの基本的事実が事実だと認定し、併せて訂正、弁明の発表が適当ではないと考えた場合、訂正あるいは弁明の要求を受けた後、当事者に適時に通知すべきである。期限を超えて通知しない、あるいは正当な理由もなく訂正あるいは弁明を発表することを拒絶した場合、当事者は報道機関の主宰単位に伝えるか、あるいは新聞仲裁委员会に申請、あるいは人民法院に提訴することができる。

このほか、孫旭培版は第三者機関として次のような「新聞評議会」の設置を打ち出している。一方、北京版は上記のように「新聞仲裁委員会」を挙げているが、その組織や職能については明記し

ていない。

(原文)

第三十五条 设立全国新闻评议会，受全国人民代表大会教科文卫委员会管理和指导。

第三十六条 全国新闻评议会在下列方面对全国的新闻事业起评议、咨询和监督作用：

- (一) 监督新闻法的实施；
- (二) 提出制定和修改有关新闻法规的建议；为国家制定关于新闻事业的政策提出咨询和意见；
- (三) 对国家制定新闻事业的发展规划提出建议；
- (四) 评议新闻工作中带有倾向性的问题，提出改进的建议；
- (五) 评议新闻机关和新闻工作者对新闻法和新闻事业职业道德规范的遵守情况，提出有关建议；
- (六) 应省级以上人民法院要求，对法院仲裁关于新闻事业的重大纠纷提供咨询。

第三十七条 (一) 全国新闻评议会由会员三十人组成；

(二) 全国新闻评议会会员成分是：全国人大代表、全国政协委员占三分之一，新闻界人士占三分之一，其余三分之一由社会各界代表人士组成。会员中应有三到五名法律界人士。

第三十八条 全国新闻评议会的主席一人和副主席三到四人、秘书长一人，由全体会员选举产生。

第三十九条 全国新闻评议会每年至少召开两次全体委员会议，并向全国人民代表大会教科文卫委员会提交年度书面报告，或者其它专题报告。

第四十条 省、自治区、直辖市相应建立地方新闻评议会，其组成和工作方针由各省、自治区、直辖市人民代表大会常务委员会参照全国新闻评议会的方法制定。

(日訳)

第三十五条 全国新聞評議会を設立し、全国人民代表大会教育科学文化衛生委員会の管理と指導を受ける。

第三十六条 全国新聞評議会は下記の分野で全国的な新聞事業に対して評議、諮問およびと監督の作用を果たす。

- (1) 新聞法の実施を監督する。
- (2) 関係新聞法規の制定と修正に関する意見を提出する。国家の新聞事業に関する政策の制定に諮問や意見を提出する。
- (3) 国家の新聞事業の発展計画制定に対して提案を行う。
- (4) 新聞工作の中で傾向性がある問題を評議し、改善の提案を行う。
- (5) 報道機関と新聞工作者の新聞法と新聞事業職業道德規範に対する遵守状況を評議し、関係提案を行う。
- (6) 省級以上の人民法院の要求に応え、法院が新聞事業に関する重大な紛糾を仲裁することに対して諮問を行う。

第三十七条 (1) 全国新聞評議会は会員 30 名により組織する。

(2) 全国新聞評議会会員の構成は、全国人大代表、全国政協委員が三分の一を占め、新聞業界人士が三分の一を占め、残りの三分の一は社会各界の代表人士によって組織される。

会員の中に法律界の人士 3～5 名がいるべきである。

第三十八条 全国新聞評議会の主席 1 人と副主席 3～4 人、秘書長 1 人は、全会員の選挙で選出される。

第三十九条 全国新聞評議會は少なくとも毎年二回全体委員会議を行い、併せて全国人民代表大会教育科学文化衛生委員会に年度書面報告を提出、あるいは他の特定テーマの報告を行う。

第四十条 省、自治区、直轄市は相応の地方新聞評議會を創設し、その組織と活動方針は各省、自治区、直轄市人民代表大会常務委員会により全国新聞評議會の方法を参照して制定される。

ちなみに、上海版については魏永征が「我が国の新聞伝播法の体系」(《我国新闻传播法的体系》)の中で明らかにしたところによると全 9 章 75 条からなる。下記はその一部の条項の原文である。参考にされたい。

http://www.66wen.com/05wx/xinwen/xinwen/20060831/20472_6.html

总则、新闻机构、新闻工作者、新闻的发表、更正与答辯、新闻纠纷仲裁、法律责任、涉外新闻活动、附则。

第一条 保障公民的言论出版自由。

第二条 新闻自由是言论出版自由在新闻活动中的体现。公民有通过新闻媒介了解国内外信息和表达意见，对于任何国家机关和国家工作人员提出批评和建议的权利。新闻机构有搜集、编制、发表、传播新闻的权利。

国家机关、政党、社会团体、科学文化教育机构及其他取得法人资格的组织均可申请或联合申请出版报刊。

第五十九条 下列行为是对新闻自由的侵犯。

对公民向新闻机构提供情况、发表意见进行阻扰或打击报复。

对新闻工作者的正常工作进行阻扰、压制、恐吓、或者进行打击报复。

非法阻止新闻出版物的发行和新闻的传播。

第六十条 新闻自由受到侵犯的新闻机构、新闻工作者和其他公民，可向侵害人的上级机关或者监察机关提起申诉，也可以向法院起诉。

3. 于建嵘の「中華人民共和国新聞法（草案）——一人の新聞と法律工作者の提案」(《中华人民共和国新聞法（草案）——一个新闻和法律工作者的建议》)

1984 年に当時 20 余歳であった于建嵘は「中華人民共和国新聞法（草案）——一人の新聞と法律工作者の提案」(《中华人民共和国新聞法（草案）——一个新闻和法律工作者的建议》)を書いている。

于の「草案」は全 5 章 38 条からなる。于によれば「第一章は『総則』であり、計 8 条、主に立法に関する原則と任務。第二章は『新聞の活動機関』であり、計 9 条、『社会管理機関』と『業務機関』の二つの部分に分けている。第三章は『新聞工作者』であり、計 12 条、『新聞工作者資格』

と『新聞工作者の権利と義務』に分けている。第四章は『新聞管理』であり、計7条、それぞれ各方面の違法責任を規定している。最後は『その他』であり、主に新聞に関する国際協力と法律の解釈権問題である。書き終えた後、私は何部かタイプし、中共中央、全人代および国務院などの機関に直接送った。」「一か月足らずのうちに、北京からの手紙を受け取った」、その返事は、中国社会科学院新聞研究所で新聞法の研究に従事していたが、法制報の評論部主任に移動した張宗厚からのものであった。

それに対し、予は長文の手紙を出し、感謝の気持ちを伝えるとともに、「新聞法」に対してのかれ自身の考えを伝えた。その中で予は「私は、新聞立法の全体的原則と主要任務は『公民の言論出版の自由の政治的権利を新聞事業の上に体现するものである。すなわち新聞の自由の具体化であり、法律規範の形式によって、人民のメディアを通じて国内の事態を理解し、各種意見を表現する権利を保証するものである。人民には報道機関の創設と新聞事業管理の権利があることを確保し、新聞工作者には取材の自由と批評の自由の権利があることを確保するとともに、併せてそのためにこれに相応した義務を規定する。ものであると考えていた。まさにこの原則に基づいて、私は自分が起草した『新聞法』の第一章第一条に『中華人民共和国新聞法は憲法を根拠とし、新聞の自由の原則に基づき、我が国各民族人民の新聞実践の具体的経験および実際状況に結びつけて制定されるものである。』と規定した。私は次のように考えた。新聞の自由の基本的内容は、新聞の道具を人民大衆が効果的に自己の民主的権利を行使する上での武器とする、新聞の道具を通じて人民大衆の願望、気持ち、要求、声を十分に反映させ、国家機関と国家公務員に対して輿論の監督を行う、新聞工作者の取材を行い、真実の状況を報道、調査、研究する権利を尊重、保護する、真理を堅持し、実践の中から真理を求める作風を提唱する、記者の想像力と主道性を励ます、ところにある。そのために、私は第四条に『法律に合わせ、中華人民共和国公民は民族、種族、言語、宗教信仰に関係なく、メディアを通じて意見を表現、発表し、ニュースを出版、伝える機関や団体を作り、新聞紙やその他の形式のニュースを発行出版し、政府のメディア管理に参加する権利を享受する。』と規定した。」(于建嵘：寻找为新闻立法张宗厚先生：<http://www.blogchina.com/20090903799411.html>)と書いたことが語られている。ここに于建嵘の「中華人民共和国新聞法（草案）——一人の新聞と法律工作者の提案」の趣旨を見て取ることができるであろう。

もっとも、予がこの一文を書いた理由は「新聞立法に尽くした張宗厚先生を探す」という表題にあるように、連絡が取れなくなった張を探すためであった。

その一文を読んだ呉飛浙江大学教授は「新聞立法に関する往時のことども」(关于新闻立法的那些往事)と題する一文(http://linkwf.blog.hexun.com/37719844_d.html)の中で、呉が大学院生時代に、張のジャーナリズム理論などの著書や新聞立法に関する論文を読んだことを紹介し、「張宗厚先生はわが国の新聞法研究に対し一定の貢献があったというべきであろう」と述べている。呉はさらに陳力丹との会話から、張宗厚、孫旭培、陳力丹が同窓であり、張と孫が中国社会科学院で新聞法の領域を特に研究する院生であったことも紹介している。

その張宗厚の研究成果については拙稿「中国の『新聞法』論議考」でも引用しているが、張の生い立ちなどについては胡楠の一文(向维辛斯基挑战的张宗厚：<http://www.ibiblio.org/pub/packages/ccic/org/bjs/cs/104/78>)に詳しい。

胡の一文は「張宗厚は中国の新聞法の最も早い研究者の一人であり、81年から『百科知識』、『中国新聞年鑑』、『民主と法制』などの刊行物に文章を発表し、『新聞法』の速やかな制定を呼び掛けてきた。彼は『新聞法』を制定するのは新聞活動領域の中で人治から法治への転換を実現することであり、新聞活動の管理を法治の軌道に組み込み、公民と新聞従業員の新聞の自由の権利をして法律の保障を受けさせるものであると考えた。彼は請われて全国人民代表のために新聞立法を建議する提案を起草し、当時の中共の指導者から『同意する』という指示を受けた。その後、全人代が新聞出版法を正式に起草討論する段になると、張宗厚は外に除外されてしまった。その主な理由は『奔放すぎる』（原文：「太放肆」）というものであった。」とするとともに、ある座談会での張の発言を紹介している。張は「中国は現行の管理制度を改め、追徴制を主とし、予防制を副とする方法を実行すべきである。新聞法の着眼点は新聞の自由を保護、わけても批評の自由を保護すべきである。新聞の自由制度を打ち立てると同時に、新聞刊行物登記制度を開放し、公民に自由に新聞を創刊する権利を持たせるべきである。」と語ったとされる。そして、同文は次のような中国が現代法治に向かう10の原則を張が打ち出したとしている。「1.自由の原則 2.平等の原則 3.公正の原則 4.民主の原則 5.効率の原則 6.制約の原則 7.監督の原則 8.公民主体の原則 9.司法独立の原則 10.法律至上の原則」。確かに、「奔放すぎる」内容だといえるが、いまの憲政運動にもつながる原則だともいえよう。

話を于建嶸に戻すと于の「中国の改革ロードマップとタイムテーブル」（中国改革路线图与时间表）の「第三、新聞言論の自由は開放社会の必要条件である」の「(三)」は「新聞立法を推進し、言論の自由、出版の自由および輿論監督の権利を保証する。新聞検閲制度使用を制限し、公共言論に対する政府の権力行使を規範化し、言論による罪状認定を禁止し、民衆により多くの表現の権利を与え、新聞工作者の権利を保護する。」と指摘するとともに「2015年に新聞法を誕生させる。」（于建嶸：中国改革路线图与时间表・徐昕）としている。

4. 咎愛宗の「『新聞出版法』公民提案稿草案」（『《新闻出版法》公民建议稿草案》）

1969年生まれのだうあいそうは多年にわたり記者、編集に従事し、現在、独自に執筆活動を続けている。この彼が30歳の時、1999年に『第四の権力—輿論監督から新聞法治へ』（《第四种权力—从舆论监督到新闻法治》）（民族出版社1999.11）を企画出版した。その裏表紙に1998年10月に当時就任間もない朱鎔基首相が中央テレビ局を視察した際「焦点訪談」番組のためにしたための題辞「輿論の監督 大衆の喉舌 政府の鏡 改革の先兵」（輿論監督 群众喉舌 政府鏡鉴 改革尖兵）という中国語で16文字を転用、その斜め下にピューリツァーのことは「もし一つの国家を大海を航行する船に例えれば、新聞記者は船の先頭に立つ水先案内人である。彼は無限の海上のすべてを観察し、海上の不測の事態と浅瀬暗礁を見守り、適時に警報を発しなければならぬ。」を引用しているが、ここに同書が出版した意味が込められているといえよう。また同書の中で「天理民心を擁する—新聞記者が21世紀の中国新聞業の『第四の権力』に本当に入ろうとするならば、ジャーナリズムと正義が不可分であり、現実的意義から言えばニュースを探すのは正義を探すことであり、ジャーナリズムを信ずることは正義を信ずることであることを知らなければならない。ニュースの力は正義の力でもあり…」(p.385)と指摘するように、記者を「正義」を具現化する職業ともとら

えている。

そして、「七星百科」第23号 (<http://ibeidou.net/?p=21639>) は「新聞法」についての「5. 学者の意見」を紹介した中で晷愛宗を次のように紹介している。

「晷愛宗：西側資本主義制度の国家において、民衆はメディアを立法、政府（行政、執法）、司法三権分立以外の第四の権力と呼び、憲法が公民に付与した新聞の自由、言論の自由および出版の自由の権利を保障するものであり、この三大自由権はいずれも公民の享受するところの天賦の人権であり、民主と文明社会の神聖にして侵すべからざる公民の権利である。一つの民主国家にとっては、新聞の自由とは圧力鍋の弁のようなものであり、圧力が一定の程度に達すると、それは自動的に開き、圧力鍋の安全を保証するため、一部の圧力を逃がす。もしも、弁が開かないとすれば、圧力が一定程度に達すると、どんなに厚い圧力鍋であっても耐えられることができず、爆発する。」。このような紹介は晷の思想傾向を指摘したもので、晷が西側のジャーナリズムの影響を受け、「第四の権力」という位置づけから「新聞の自由」を保障する「新聞法」制定の必要性を認める立場にあることを示している。

「新聞法」はもとより、同時に起草が始まった「出版法」も制定されていない状況の下で、2005年に一人の公民として晷愛宗はその二法が制定されるまでの過渡的性格をもった提案である（『新聞出版法』公民提案稿草案（『《新聞出版法》公民建議稿草案』）（《新聞出版傳播管理條例》（新聞出版管理辦法）公民建議稿草案とも称する。）を公表したのである。

5. 憲政運動と「新聞法」（『J&M 第6号』拙稿「胡績偉の遺産」・『J&M』本号拙稿「中国のジャーナリズム・イデオロギー・憲政運動」参照）

胡績偉は1989年の学生たちを中心とした民主化運動に関連し、「新聞の自由がなければ真の安定はない」（「没有新闻自由就没有真正的安定」）と題する論文を1989年5月8日付世界経済導報に載せた。その中で胡は「我々が提唱する新聞の自由は憲法と法律の範囲内の新聞の自由であって、憲法と法律に違反したものは、新聞の自由とは呼ばない」、「新聞立法の目的に対しての意見の違いも基本的に統一され、新聞の自由に対して、保護かそれとも制限かの問題も基本的に解決した。比較的一致した認識は、新聞立法の目的は新聞の自由を保護するというものである」、「我々が擁護するところの新聞の自由とは、公民全体の新聞の自由であり、ただ単に新聞工作要員の新聞の自由ばかりではない」、「我々が新聞法を制定することで保護しようとする対象は公民全体であり、ただ単に新聞人員に限るものではない」とし、安定促進に果たす「新聞の自由」の機能について以下の五項目（要旨）を挙げて説明した。

① 憲法の範囲内の新聞の自由を尊重すれば、人民も憲法を尊重、順守し、憲法のもとで団結する。こうすれば根本から社会の安定を保障することになる。…

② 人民が新聞の自由を十分享受すれば、情報公開、政治の透明度、世論の監督が向上し、党と政府の政策決定に誤りを少なくさせる。…

③ 新聞の自由は人民と政府間の相互理解を促すことができるとともに、不満の「はけ口」としても機能し、社会の安定維持にも役立つ。…

④ 新聞の自由は社会正義を育て悪を抑える機能を果たし、矛盾を緩和でき、激化させない。…

⑤ 新聞の自由は党中央、国務院の民主的権威を擁護するのに役立つ。…

そして、胡は「これから分かるように、新聞立法を強め、新聞の自由を保護することはひとつの民主国家が長期に治められ安定するうえでの重要施策である」と指摘した。

全人代代表を解任された胡績偉は2010年10月1日、李鋭らとともに全国人民代表大会常務委員会宛の「憲法35条を執行し、予審制を廃棄し、公民の言論出版の自由を実現しよう」と題する公開書簡（「執行憲法35条、废除预审制、兑现公民的言论出版自由一致全国人民代表大会常務委員会の公開信」<http://tech.groups.yahoo.com/group/netdigest/message/5076?var=1>）を発表した。

同書簡は冒頭「中華人民共和国1982年憲法第35条に『中華人民共和国公民は言論、出版、集会、結社、行進、示威の自由を有する』と明記されている。この条文は28年にわたって実現されず、党政機関の制定する『執行』細則によって否定されている。こうした原則では承認具体的には否定というエセ民主は世界の民主史上の醜聞になっている」とした上で、中国の言論出版の自由の現状は政治体制改革についての温家宝首相の米国での発言などがCCTVの報道では削除されていることなどを指摘し、それは党中央や国務院を凌ぐ「目に見えない黒い手」の「中央宣伝部」のやっていることであると批判し、「審査承認制」から「追徴制」にするよう求め、全国人民代表大会にすぐに新聞出版法制定に着手し、メディアを「党の喉舌」から「社会の公器」へ転換させるよう求め、以下の八項目を「具体的提案」として提示した。

① メディアの主管単位を解消し、主宰単位が独立して責任を負う、出版単位の社長総編集責制を真に実行に移す。

② 記者を尊重し、「無冠の帝王」としての社会的地位を打ち立てる。…

③ メディアが省を超えて輿論監察を行うことの制限を解消し、中国の記者が中国全土で取材報道を行う権利を保障する。

④ インターネットは社会情報や公民の意見の重要な交流のプラットフォームであるので、確かに国家機密に抵触する情報や公民のプライバシーを侵す言論を除き、インターネット管理部門は勝手にネットの貼り付け、書き込みを削除してはならず、インターネット特務を解消し、「五毛党」（筆者注：5毛（角）の報酬をもらいネットをチェックなどする集団）を解消し、「突破方法」に対する技術的制限を解消する。

⑤ 党史にはタブーはなく、中国公民は執政党の罪過を知る権利を有する。

⑥ 『南方周末』と『炎黄春秋』を民営の新聞雑誌に変えることを許し、道を探る試行点とする。…

⑦ すでに中国に戻った香港、マカオの書籍新聞雑誌を大陸で公に発行することを許す。…

⑧ 各級宣伝部門の職能を変え、いくつもの「認めず」を制定することから情報の正確さ、適時、滞りない流通を保障することに変える。…

その後、2012年12月4日、習近平総書記が現行憲法公布施行30周年首都各界記念大会で「党の18全大会は法律により国を治めることが党の人民を指導して国家を治めるうえでの基本方略であり、法治は国を治め政治を処理する上での基本方式であり、国家の治政と社会管理の中での法治の重要な役割をより重点的に発揮させ、全面的に法律により国を治めることを推進し、社会主義法

治国家建設を速めなければならない。この目標の要求実現には、憲法を全面的に貫徹しなければならない。」「憲法の命は実施にあり、憲法の権威も実施にある。」と述べた（習近平：在首都各界紀念現行憲法公布施行30周年大會上的講話 新華網北京12月4日電）ことで、憲政運動に弾みがつくことになるが、その一か月前の同年11月に開かれた北京大学憲法・行政法研究センターと『炎黄春秋』誌共同主催の「改革コンセンサスフォーラム」（「改革共識論壇」）が採択したアピールの「三、表現の自由を尊重する」の中の「(2) 新聞出版が不必要な制限を受けている」ことに対して、「新聞出版領域の管理は事前の政治的関与から、事後の法的監督に轉換し、違法に出版された情報については事後に法的責任を追究すべきである。」とするとともに、「現行の憲法がいまだ効果的に実施されておらず、憲法35条の規定する基本的権利がいまだ効果的に保護されていないことにかんがみ、言論と出版の自由の法的保障を着実に強化するとともに、言論出版の自由の法的境界を明確に確定するため、『新聞法』制定の必要がある。」としている。

6. 「メディア監督法」（「新聞監督法」）について

2007年の全人代で「メディア監督法」（「新聞監督法」）に関する議案が王維忠吉林医科大学教授によって提起され、その継続として2012年には「輿論の監督」の効果を上げるため、取材権を中心に記者、ルポルタージュ作家などの権利の保障の法制化を目指す同「法」の「全人代表の『メディア監督法』議案に関する意見聴取稿」（「人大代表关于《新聞監督法》议案征求意见稿」）がネットにアップされている。

「全人代表の『メディア監督法』議案に関する意見聴取稿」をアップした石野（中国独立調査新聞人）のブログ（http://blog.sins.com.cn/s/blog_3f75535201010var.html）は、冒頭「中国新聞界はずっと関係する法律をもってなく、中国の新聞記者と作家はずっと自己の合法的權益を保護することのできる法律法規をもつことを願ってきた。」と述べ、「反家庭暴力法議案」を全人代に提案し、その立法化に実績を上げている王月娥湖北代表が「中国に毎年新聞記者ルポルタージュ作家の正常な取材が悪意をもって妨害されることが多く発生するとともに、不法分子が記者作家に打撃報復を行い、地方の官僚が手中の公権を利用しいわれのない罪名によって記者作家を殺害する悪辣な事件が何件か発生していることを様々な方法で知ったことによって、この代表に全人代に『メディア監督法議案』を提起することを決意させた。」として、もともと貧しい山村の代用教員であったこの湖北代表を通じて「議案」を提出すべく、一年にわたり、多数の記者や作家の支援を受けて完成させた「全人代表の『メディア監督法』議案に関する意見聴取稿」をアップしたとある。

その「意見聴取稿」は「メディアは党と人民の代弁者であり、人民政府と人民大衆をしっかりと結び付ける紐帯である。新聞記者、ルポルタージュ作家およびネット活動家など関係ある業種に従事する者にとっては、党の正しい方針政策を宣伝、社会正義の気風を広く宣揚する責任を背負うとともに、反腐败清廉提唱、法律規律に背く分子の醜悪な事実真相を暴露する義務も担っている。メディアと多くの文学工作者が法律に依り実行する輿論の監督は適時に先進を謳歌し、光明を賞賛し、正気を広く宣揚するばかりでなく、我々の社会の中の各種腐敗分子、特に様々な類の官僚の違法犯罪行為に対し、強力な打撃と衝撃を与える。」として、「輿論の監督」にはメディアの記者や作家の取材活動に対し、法律による保護が必要であると主張、「メディア監督法」に含まれるべき内

容を次のように列挙している。

一、总则：

- 1、出台本法的重要意义和必要性；
- 2、规定新闻媒介独立负责的地位和作用。

二、新闻媒介指广播、电视、报纸和刊物、网络及手机等。

三、记者资格认定，证件获取。

四、新闻媒介和记者的义务。

五、规定中国作协、省市作协及报告文学作家和纪实文学作家的采访权利和言论权利。

六、有序地规范和引导网络、博客及微博等新兴媒介入公共事件和社会事件，对依事实举报、公开和揭露的案情若经有关司法部门查实的，应依法加以对发帖者的合法权益和人身安全保护。

1、新闻媒介

- ①及时宣传中国共产党的政策方针，弘扬正义。
- ②揭露腐败和违法犯罪分子的违法犯罪事实。
- ③其它。

2、新闻记者及作家

- ①采访报道，必须实事求是。
- ②维护新闻媒体的权益。揭露腐败，倡导廉洁。
- ③其它。

五、新闻媒介和记者的权利

1、新闻媒介。

- ①新闻发布权。
- ②对腐败和违法犯罪事实的报道权。
- ③其它。

2、新闻记者、作家（特别是报告文学作家和纪实文学作家）以及新闻有关的从业人员，比如民间维权网站、民间打假人士及对有关新闻线人或爱好者：

- ①享有知情权。

- ②无过错合理怀疑权。
- ③批评建议权，对事实报道不受法律追究权。
- ④人身安全保障权。

六、法律责任。

- 1、对记者权利的保护。
- 2、对记者人身安全造成伤害者，根据情节轻重依照《行政诉讼法》、《行政处罚法》、《刑事诉讼法》、《刑法》等相关法律处罚。
- 3、对拒绝采访、暴力抗拒采访的人或单位，作出处罚规定；对负有领导责任的相关责任人大力依照党纪法规进行严罚。
- 4、对记者和作家不能实事求是报道，甚至对当事人及其单位进行诽谤和诬陷，给当事人及其单位（或企业）造成政治、经济损失者，依据情节轻重，追究记者和作家个人的法律责任，并附带民事责任，刊发报道的新闻媒体及相关网站应负有连带责任。
- 5、以上处罚由公安、法院或地方司法部门依情节轻重和社会影响的程度进行裁决。

七、附则：若《新闻监督法》不能尽早出台，全国人大常委会可以委托国务院出台相关法规或由最高人民法院、全国人大常委会尽快出台司法解释以保证新闻记者传媒的采访报道权。依法保护记者的人身安全，依法保护舆论监督，这不但是反腐倡廉的需要，更是全社会和全国人民的期望。

こうした「メディア監督法」制定の動きは「新聞法」をめぐる新しい流れといえ、その帰趨が注目されるところである。

7. 「新聞法」をめぐる現状

当面、中国では「新聞法」制定について、党と政府が消極的なのに加えて、学者、研究者、実務者間でコンセンサスを得るに至っていない。2009年11月17日、北京外国語大学国際コミュニケーション研究センターが開催した「中国の新聞立法の回顧と展望」シンポジウム (<http://www.chinaelections.org/printnews.asp?newsid=174226>) では様々な意見が出された。

王占陽中央社会主義学院政治学教研室主任・教授は「まず、中国の新聞立法の必要性和緊急性である。中国の改革はいま十字路に差し掛かっていて、歩み続けていけるか否か極めて大きな問題である。私の基本的判断は、改革の失敗には必要性を伴い、成功には偶然性を伴ない、情勢は非常によくないというものである。腐敗の蔓延はすでに恐ろしい程度まで発展し、すでに政権の生死存亡にまで重大な危害を与えている。…政治体制改革をすることのみによって始めて中国を救うことができ、その政治体制改革の突破口は新聞の自由にある。新聞の自由の発展が無ければ、政治体制改革全体は完全に死に将棋となる。新聞の自由には法律の保障が必要であり、新聞の自由を保障する法律は国家全体の命運がかかる大きな将棋の中におけるキーポイントとなる一手である。」としながらも「権力が高度に集中した体制の下では、ひとまとまりの新聞の自由を保障する法律を生み出

すことは不可能である。…我々は様々な方法を考えて、現在ある法律に関係ある新聞の自由を保障する条例を加えるべきであり、この種の漸進的立法が比較的現実に実行可能なものである。」と漸進的立法推進を主張している。

陳力丹中国人民大学教授は「『新聞法』は一種の法治理念であり、非法治理念の下で『新聞法』を制定し、法治を実現しようとするのは困難である。」としてその原因を次のように説明した。「ジャーナリズムは芸術、文学、出版なども含めていずれもイデオロギーに属しており、イデオロギーは弾力的である。しかも、我々の思想は絶えず変化しており、新聞の自由などの概念に対しては当面境界を定めることが難しい。第二に、現実の中のジャーナリズム体制は等級制であり、こうした条件の下では、法律が新聞工作者の権利と義務を語ろうとしても完全にはすべてをカバーできるものでもない。その次に、輿論誘導は随時のものであり、法律は安定したものであるから、輿論誘導と法律の要請をバランスとるのはたいへん面倒になる。最後に、法律は社会に向けてのものであるが、我々のメディアはいずれも党政機関の下にあるものであるからである。我々の党は必ず法律の範囲内で活動しなければならないが、実際状況は法より党が上である。」

孫旭培華中科技大学新聞・情報学院特任教授は「『新聞法』立法を阻む力はまず政府筋からの障害である。私は清末から民国に至るも中国人は新聞の自由がいかなるものかを本当に理解してこなかったと考えている。真の新聞の自由、自由とは法律に対して責任を負うことである。理想の『新聞法』が制定できないことを理由に、新聞立法に賛同しない人がある。こうした考えはジャーナリズムの進歩に有益ではなく、初めはとても理想的ではなくても、つまるところ依拠できる法律をもつことになる。これより前、私も漸進的な立法を主張したが、中国では漸にして進まずであった。世界では漸進的に新聞立法を実現したのは英国だけであり、その他はいずれも革命、政変あるいは政権の交代に頼ってきた。新聞立法を先延ばしにすればするほど支払う対価は大きくなるので、中国の新聞立法の進展を速めなければならない。」と主張した。

魏永征香港樹仁大学新聞学教授は「『新聞法』の問題は立法の問題ではなく、実際の制度に関わるものである。実際の制度、『憲法』の有効性とメディア制度はいずれも『新聞法』の制定に影響を与える。『新聞法』の制定はさらに『憲法』とつながる問題にも関わってくる。新聞の自由を推進するには、実際の生活の中で努力するべきであり、法律の条文で解決できる問題ではない。…中国のメディアは党の構成部分であり、共産党の組織を国家政権の神経に例えれば、メディアはその経絡に例えられる。国家に共産党という指導システムが無ければ、政権はマヒしてしまう。共産党の指導の役割は中国においては揺るがすことができないものであるため、メディアは党規に合わせて運営されるべきであり、法律ではないのである。中国においては法律的意義での新聞の自由は存在するものではなく、中国の新聞の自由は規律の下での自由なのである。」と語っている。

展江北京外国語大学国際コミュニケーション研究センター教授は「私が見るところ、今日のシンポジウムでの各位の観点はコンセンサスを形成しているようだ。このコンセンサスとは新聞界の権益を擁護、新聞の自由を擁護するというものである。しかし、各位の観点には違いもある。いま立法を主張、あるいは立法の準備を語る声はやはり少数である。多数の参会者は現実の角度から出発し、新聞立法は技術、環境などの各分野に未成熟の要素が存在しており、しかも多くが乗り越えることの難しい障害である。」と総括したが、「私個人は新聞立法を支持するものであるが、もちろん今すぐに『新聞法』が制定されることを期待しているわけではない。胡錦濤の最近の講話の中から

見て取れるのは、国際的潮流に背く新聞界メディアの権利を奪う法律を制定することは不可能であり、ただいくらかの特殊な項目を留保するであろうことを述べているにすぎない。具体的な立法と全体の社会発展から言うと、国内外の圧力を含み、我々が政府筋に一定の圧力を加えたり、一定のコミュニケーションを図ったりし、彼らにこうした立法の準備あるいは立法の考え方をもちこたせることができれば、いつの日か我々は新聞立法を真に実現できるかもしれない。」と発言している。従来から新聞立法の積極的推進者の展江ですらこうした発言に留まったことは、このシンポジウムにおいて新聞立法を推進しようとする積極派がいかに少なかったかを示している。

いま、80年代到北京と上海でそれぞれ「新聞法」草案作りに中心的役割を果たしてきた孫旭培と魏永征の二人は上述のシンポジウムでの発言からわかるように、「新聞法」制定に対し異なる立場に立っている。孫が依然として積極的にその制定を主張しているのに対し、魏は中国の共産党一党独裁の政治体制下ではその制定は非現実的だと消極的になっていることである。

魏永征は2012年3月、「法治新聞伝播」誌記者劉夢霞のインタビューを受けて次のように答えている。(http://21ccom.net/articles/zgyi/fzyi/article_2012031455480.html)

「80年代に新聞法が提起されたことにはその特殊な歴史背景があった。主には『文革』の中で人民の権利が踏みにじられた教訓および80年代の新聞運営が相対的に緩くなった趨勢があり、新聞の自由に対する人々の憧れが誘発され、一つのコンセンサスがつくられた。これこそは起草に参加した人々がその傾向は一致したものではなかったものの、書き上げた原稿は大同小異であった奥義のあるところなのである。例えば、三つの原稿ともいずれも総綱の部分に『新聞の自由』を本法の基本原則とすることを規定した。いま、実際状況は変化し、振り返ってみて再びこうした新聞法を制定しようとするのは不可能になった。』

「メディアコミュニケーション制度は孤立したものではなく、それは社会のその他の制度、わけでも政治制度と密接に一つに結びついている。西側の新聞の自由制度は西側の議会、三権分立制、多党制などを主とする西側民主制度のいま一つの有機的構成部分である。新聞の自由の核心的特徴はメディアが政府から独立し、ニュース報道と評論が政府の関与を受けないというものであるから、メディアは立法、司法、行政のほかの第四の機構（the forth estateあるいは誤って『第四の権力』と訳されている）と考えられているのである。中国にはこうした制度は存在しない、…。我が国において西側の新聞の自由制度をそのまま持ち込むのは、不可能なことであり、非現実的であり、その他の制度と鋭い衝突を生む。』

「新聞の自由の制度の下では、メディアは独立したものであるから、法律によって保護と規制を行う必要がある。メディアの運営はただ法律に従うだけで、公共権力部門の関与を受けない。しかし、我々の国家の基本政治制度は中国共産党指導の下における人民代表大会制度であり、メディアは党の宣伝機関と思想文化の障地であり、その運営を決定するのは党の指導であり、法律ではない。』

「各種メディアを規制する法律は、90年代に多くの行政法規と相応の行政規則が登場し、すべてのコミュニケーションメディアを包むようになっており、我が国の法律制度に合わせると、それらはいずれも法律の範疇に属するのである。これらの法規、規則の核心的機能は、メディア活動を党指導下の体制内に組み込み、中国のメディアが党の統一的指導の下で、党によって効果的な支配が行われることを確保するところにある。であるから、どうして我々にはメディア法がないといえる

のであろうか。とっくにあるのであり、我々のメディア法とはメディアを党の指導下に置くことを確保するものであり、『党がメディアを管理する』ともいえる。』。

以上のように魏永征の「新聞法」に対する観点は極めて明確であり、中国共産党の指導を前提としたもので、「メディアは党の宣伝機関と思想文化の陣地」である、往時「新聞の自由」について議論したことは当時の「特殊な歴史背景」があったからだとすでに過去のものだとしている。

これに対し、孫旭培は「30年の新聞立法の歴史過程と思考」（『三十年新聞立法历程与思考』炎黄春秋2012.2（总第239期））の中で、「もし新聞の自由度（この言葉は私が発明した）を数量化できるとすれば、単純に法制の角度から言えば、米国は95度とも言え、欧州は85度であろうと考える。我が国は将来70-75度に達すればそれでよい」とし、法治を実行することで「最低の合格ラインに到達できる」と述べ、「法治がなく、人治だけでは最も良い状況下でも、不合格になるだけである。…依るべきところの法律があり、依らなければならない法律があることを解決しなければ、我々は永遠に2,30度を徘徊するだけである」、「我が国は新聞の自由を必要としているが、適度、節度をもったものでなければならない。」、そのためには「まず新聞の自由に普遍的価値があり、形式実現にいくらか違いがあるだけであることを認めなければならない。」とし、ソ連の解体をメディアのコントロールを緩めたからであるという見方に対し、「ソ連が70年にわたり権力が高度に集中した新聞制度を改革する努力を怠り、この制度が人民から唾棄されたことにより、遅かれ早かれ発生する出来事であった。」として、そこからの教訓が「一、新聞独裁はプロレタリア階級の政権の特徴とすべきではない。二、公開性を堅持し、人民の知る権利を堅持し、新聞の自由を適度に、漸進的に発展させることが必要である。三、立法を通じて新聞の自由を保障しなければならない。」という三点にあると指摘した。そして、遅々として進まなかった新聞立法の原因を「一、立法の意義を深く認識せず、民主、自由を拡大することが人民の強い願望であり、時代の要求であり、執政党がいつまでも活力を保つ上での必要であったことを見てこなかった。」、「二、一時的に機能を果たすが副作用が極めて大きな方法を長期にわたる治世の計としてきた。」として「正面の宣伝を主とする。」と「安定がすべてを圧倒する」という二つのスローガンを挙げ、その結果、輿論の監督が委縮し、腐敗が蔓延した。「三、条例だけをつくり、法を作らなかった。条例はただ行政管理にすぎず、立法は反対に行政の関与を少なくさせることである。法律とは新聞の自由保護と新聞の自由乱用防止という両側面を持った条文の結合であり、総体的には新聞の自由を保障するものである。」ことにあるとして、それがなく(1)腐敗の絶え間ない増加。(2)貧富の格差拡大。(3)全体にかかわる問題の頻発。(4)『文革』への回帰、を生み出してきたとし、「世界の歴史と現実の中で多くの例があり、繰り返し証明されているのが、新聞の自由がなければ、いかなる政党も自身の誤りあるいは腐敗によって打倒される可能性があるということである。新聞法制を行わなくても社会の安定を保つことができるという見方をしている人は、夢から覚めるべきである。」と呼びかけている。

そして、孫は「中国の現行の新聞法規は、新聞事業は党性原則を堅持し、『正面の報道を主とする』（1984）、『社会効益を最高の準則とする』（1990）、『内外の影響を考え、社会効果に注意しなければならない』（1983）としている。これがその基本的特徴であるため、かなりの部分新聞事業は宣伝機構の中に組み込まれ、新聞の自由が多くの制限を受けている。」として、「中国の改革の進展の深化、経済と文化のたゆまぬ発展にともなって、政治改革と民主、法制建設の進展も必ず深化す

る、社会主義の新聞の自由を保護する趣旨の開明的な新聞法が現れることは、有識者の共通の願いであるばかりでなく、歴史の必然ともなるであろう。」とすると同時に、80年代の草案に修正すべき構想をいくつか提示している。

その構想は次のような内容になっている。

① 新聞法の中に規定されている新聞の自由権については、取材権、報道権、批評提案権、新聞刊行物創刊権に具体化するとともに、操作可能性のある措置を提起する。

② 取材報道権については、政党、行政機関、法律法規が権限を与えた公共実務を管理する職能を備えた組織、社会団体、公共企業単位はすべてメディアの取材を受け、情報を提供する義務を有する。上述の組織が関係情報を公開できない、あるいは提供の拒絶を考える場合、取材の求めを提起したメディアの主編の要求に合わせて、三日以内に書面によって当該メディアに解説説明すべきである。上述の組織が解説を拒絶したり、あるいは理由が正当ではないとメディアが考えれば法律に従って新聞評議会に申し立て、あるいは法院に提訴することができる。

③ 批評提案権についていえば、公民、新聞工作者はメディアを通じて法律法規、公共政策の制定、修正および執行に対し建設的意見を発表できる。しかし、発表したところの意見は憲法の規定する基本原則に反対あるいは離反してはならない。公民、新聞工作者はメディアを通じて政府機関、政党、政府公務員、社会団体、企業事業単位などに意見を発表し、提案を提出し、批評を行う権利を有する。

④ しかし、各級党政指導者に対する批評は、国家新聞管理部門が漸進的に発展する原則に基づき、実施細則を制定する。国家の指導者の名誉は損害を受けない。メディアが発表するところの意見、批評等は報道機関以外の組織あるいは個人の承認を経る必要がない。

⑤ 新聞紙創刊に対する規定。原草案は新聞紙の創刊に触れず、出版法による規定にする方法を採用したが、これは新聞法の規範性と整合性に影響を与える。原則からみれば、法律は公民が新聞を創刊する自由の権利を保障しなければならないので、少なくとも百万以上のすべての都市が1から3紙の民間新聞をもつことを実現しなければならない。しかし、現実の国情を考慮し、漸進発展のステップを取らなければならない。既存の新聞紙の中で、執政党の中央と省市党委機関紙以外、あらゆる新聞紙は国有に改め、民間経営形式を備えた公共新聞紙にすべきであると規定すべきである。その特徴は、法人資格を備え、主管単位が無く、非営利性の、自主経営運営ということである。創刊時、国家によって場所、不動産および必要な設備が提供されると同時に、社会団体、企業、個人、基金会の資金援助を受ける。公共新聞紙は国务院新聞管理部門の管理と新聞評議会の監督を受け、その編集部責任者は新聞評議会によって申請者の中から評価選出する。公共新聞紙は主宰単位と出版単位が独立して責任を負う。確実に社長、総編集責任制を実行する。

⑥ 中国の特色を備えた新聞評議会を創設する。インド新聞理事会が新聞の自由と新聞倫理を擁護する面で独特の役割を發揮しており、その運営は世界でも割と成功したものであり、インド新聞理事会のやり方と経験を鏡とするよう提案する。我が国はそれを基礎とした上一層中国化させ、新聞評議会委員を党政管理機関、社会各界、新聞界それぞれ三分の一を占めることで組織する。その日常最も多い業務は、メディア紛争と報道内容を評議することであり、その次がメディアおよび新聞工作者の新聞法および新聞職業道德規範に対する遵守状況を評議するものである。

⑦ 権利侵害の責任についてはより具体的な規定を作らなければならない、新聞の自由の権利を抑

えるのと新聞の自由の権利を乱用する二つの違法行為に法律の拘束を受けさせなければならず、真に法律による救済を実現させなければならない。「ロシア連邦マスコミュニケーション法」のこの面に対する規定は参考の価値があり、正当な新聞の自由を抑えると、行政処分、経済的処罰を受けなければならず、刑事責任さえ負わなければならない。

中国の現在の政治環境を考えると、こうした孫旭培の新たな提案が日の目を見ることは当面あり得ないであろう。しかし、逆に言えば中国のジャーナリズムが政治である以上、政治環境が変わりさえすれば、すぐにでも議事日程に上げられるということでもある。

その意味で、80年代につくられたいくつかの「新聞法」草案および公民による提案は決して無意味なことではなく、中国のジャーナリズム史研究に不可欠の学術資料ということができよう。

資料一「新聞法」(草案)(原文・日訳)

1. 中华人民共和国新闻法草案(送审稿)原文・日訳
2. 新闻法(新闻出版法)公民(晷爰宗)建议稿草案 原文・日訳

1. 中华人民共和国新闻法草案(送审稿)

(原文)

中华人民共和国新闻法草案(送审稿)

第一章 总则

第一条 根据《中华人民共和国宪法》和我国实际情况,为保障新闻自由,维护新闻秩序,发展社会主义的新闻事业,制定本法。

第二条 新闻自由是公民通过新闻媒介了解国内外大事,获得和传播信息,发表意见,参与社会生活和国家政治生活的一项民主权利。

公民行使新闻自由的权利时,不得危害社会的安全,不得侵害国家的、集体的利益和公民的合法权益。

国家保障公民在法律允许范围内行使新闻自由权利不受追究和侵害,同时依法制止滥用新闻自由的行为。

第三条 新闻业的任务是:

(一)宣传中华人民共和国的宪法和法律,宣传中国共产党和人民政府的基本路线、方针、政策,进行舆论引导;

(二)传播信息,及时地对国内外政治、经济、科学、文化和其他领域的活动进行真实的、客观公正的报道;

(三)反映公众舆论,为公民参加社会协商对话活动,参与国家和其他公共事务的讨论,提供条件;

(四)开展舆论监督,揭露和批评官僚主义,违法乱纪和一切不良现象;

(五)传播知识,提供健康的文化娱乐,倡导爱祖国、爱人民、爱劳动、爱科学、爱社会主义的公德,促进社会主义精神文明建设。

第四条 国家保护新闻机构的工作秩序和正常的新闻活动。

第五条 国家保护和扶植新闻事业,提供必要的物质条件,实行优惠的经济政策。

第六条 国家表彰和奖励在完成新闻业任务中做出重要贡献的新闻工作者。

第七条 凡在中华人民共和国领域内进行新闻活动的自然人和法人,都必须遵守本法。涉及出版活动

的，并须遵守《中华人民共和国出版法》。

第八条 本法所称的新闻，是指通过报纸、刊物、电讯、广播、电视、电影和其他以印刷、复制、录制手段传播的消息、通讯、言论、公告、资料、照片、图像等。

本法所称的新闻活动，是指一切采集、编辑和传播新闻的行为。

本法所称的新闻机构，是指新闻报社、通讯社、新闻期刊社、新闻图片社、广播电台、电视台、新闻电影制片厂和其他以采集、编辑、传播新闻为主要活动的单位。

本法所称的新闻工作者，是指受聘于新闻机构、采集、编辑、传播新闻并获得新闻专业技术职务的人员。

第九条 新闻报社、新闻期刊社、新闻图片社的创办、审批和出版行政管理，适用《中华人民共和国新闻法》。

第十条 通讯社、广播电台、电视台、新闻电影制片厂只能由国家举办。

通讯社、广播电台、电视台、新闻电影制片厂的创办和审批另行规定，其新闻活动适用本法。

第二章 新闻事业的管理

第十一条 国家设立新闻行政管理部门，依法管理全国新闻事业，国家新闻行政管理部门行使下列职权：

- (一) 起草新闻法律、法规，经审定颁布后组织实施；
- (二) 制定有关新闻业的方针、政策和规章制度，对全国新闻业实行宏观管理；
- (三) 制定并组织实施新闻业的发展规划；
- (四) 指导地方各级人民政府新闻行政管理部门的工作；
- (五) 国务院授予的其他职权。

第十二条 县级以上各级地方人民政府设立新闻行政管理机构，依法管理本地区的新闻事业。

第十三条 省、自治区、直辖市以上新闻行政管理部门可设立新闻仲裁委员会，处理新闻活动中的纠纷。[另一方案：省、自治区、直辖市以上可设立新闻仲裁委员会，处理新闻活动中的纠纷。]

新闻仲裁委员会由新闻工作者协会代表、新闻工作者、法学工作者、律师工作者和社会各界人士组成。

新闻仲裁委员会接受下列新闻纠纷的申诉：

- (一) 因新闻失实而引起的被报道者与新闻机构(新闻工作者)之间的纠纷；
- (二) 新闻机构(新闻工作者)与新闻提供者之间在处理新闻材料时发生的纠纷；
- (三) 新闻机构(新闻工作者)之间因报道新闻发生的纠纷；
- (四) 新闻行政管理部门移送的新闻纠纷；

新闻仲裁委员会不受理已向人民法院起诉的新闻纠纷。

新闻仲裁委员会仲裁程序，另行规定。

第三章 新闻工作者

第十四条 凡遵守中华人民共和国宪法和法律，热爱中华人民共和国，拥护社会主义制度，接受中国共产党的领导的中国公民，符合下列条件之一者，可以申请取得新闻工作者的资格：

- (一) 获得硕士学位、获得第二学士学位、获得研究生毕业证书的人员；
- (二) 高等学校本科毕业生并且见习新闻业务一年以上（含一年）的人员；
- (三) 具有大专文化程度并且见习新闻业务二年以上（含二年）的人员。

第十五条 新闻工作者资格的取得，须由聘用的新闻机构考核合格，并报经相应的新闻专业技术职务评审委员会评定。

第十六条 新闻工作者的专业技术职务有助理记者（助理编辑）、记者（编辑）、主任记者（主任编辑）、高级记者（高级编辑）。

获得助理记者以上的新闻专业技术职务（含助理记者），即为取得新闻工作者的资格。

第十七条 新闻机构因工作需要，可以聘请特约新闻工作者。特约新闻工作者应具有记者以上（含记者）的新闻专业技术职务。特约新闻工作者在进行新闻活动时，可以享受新闻工作者的权利并须履行新闻工作者的义务。

第十八条 在新闻机构中见习新闻业务的人员，称见习新闻工作者。见习新闻工作者不具有新闻工作者的资格，但在进行新闻活动时，可以享受新闻工作者的权利并须履行新闻工作者的义务。

第十九条 新闻工作者在进行新闻活动时，享有下列权利：

- (一) 通过合法渠道接近新闻来源，采集新闻材料；
- (二) 采访国家机关、政党、社会团体、企业事业单位并获得新闻材料。

上述被采访者提供的新闻材料必须真实。有义务提供新闻材料的国家机关如认为新闻材料不得公开或拒绝提供，应说明理由并及时通知采访者或其所属的新闻机构。新闻机构如认为理由不正当，可以向其上级机关或有关部门反映，或向新闻仲裁委员会申诉。

- (三) 采访国家机关、政党、社会团体、企业事业单位举办的公开会议和与公共利益有关的公众集会。

有义务提供新闻材料的国家机关举办的公开会议和公众集会如果拒绝采访或限制采访人数，按（二）款原则处理。

- (四) 报道和评论社会生活中的各种事件。

- (五) 揭露和批评国家机关、政党、社会团体、企业事业单位的官僚主义、违法乱纪和一切不良现象。

(六) 转达批评、核对事实时，提出要求答复的合理期限。如果有关单位或个人没有正当理由而逾期不作答复，即视为对所询事实无不同意见。

- (七) 拒绝披露新闻来源，但对本新闻机构的负责人或依法在法庭上作证时除外。

- (八) 正常工作受到干扰、阻挠时，要求有关的国家机关予以排除。

- (九) 因履行职务而受打击陷害、人身安全受到威胁、合法权益受到侵害时，要求有关的国家机关予以

保护，制止侵害。

(十) 因履行职务的需要，在交通、通讯和住宿方面优先安排。

(十一) 本法赋予的其他权利。

第二十条 新闻工作者在进行新闻活动时，应履行下列义务：

(一) 遵守所属新闻机构的创办宗旨和章程，受所属新闻机构的领导。

(二) 认真履行职责，真实、客观公正地报道新闻。

(三) 依照法律规定保守国家秘密，保守被采访者的业务秘密和保护他人隐私。

(四) 维护司法尊严。非经司法机关同意，不得报道非公开审理的案件和披露合议庭的评议内容。对案件侦察、检察、审判的报道，应与司法程序相一致，对案件判决的评议，在结案后方得进行。

(五) 不得利用履行职务之便直接从事广告或其他营利活动。

(六) 严禁以新闻做交易，索取钱财，谋取私利。

(七) 本法规定的其他义务。

第二十一条 新闻工作者因触犯刑法而被判处剥夺政治权利或有期徒刑以上（含有期徒刑）的，新闻机构应停止或取消其新闻工作者的资格。

第四章 新闻机构

第二十二条 社长（总编辑、主编、台长）是新闻机构的法定代表人，领导本新闻机构的工作。

社长（总编辑、主编、台长）有权根据创办新闻机构的宗旨和编辑方针，组织新闻活动；

决定新闻的发表与不发表；决定本新闻机构的部门设置；依照法律和有关规章聘用、辞退、任免、奖惩本新闻机构的工作人员。

第二十三条 新闻机构因工作需要，可以设置采编部门和经营部门。

采编部门负责新闻活动，不得从事广告和其他经营活动。

经营活动负责广告和其他经营活动，不得从事新闻活动。经营部门从事广告和其他经营活动必须遵守国家的有关法律。

任何广告均应以明显的方式注明，不得以新闻的形式刊发广告，收取钱物。

第二十四条 新闻机构因工作需要，可以建立记者站。记者站是新闻机构派出的采集新闻的专门机构。记者站的建立须经所在地新闻行政管理部门的批准并接受其管理。

第二十五条 新闻机构依法独立进行新闻活动，对新闻的发表负责。发表国家重大事务的新闻或确属难以判断的重要新闻，应事先征询国家主管部门的意见；发表公民未曾公开发表过的重要谈话，不得拒绝谈话人审查核对的要求。

第二十六条 新闻机构发表的新闻，除了国家或主办单位授权的以外，不代表国家或主办单位。

第二十七条 新闻机构发表新闻应得到国家支持，受法律保护。

国家机关有义务向新闻机构提供有价值的新闻资料。但涉及机密者除外。

国家机关应建立新闻发言人制度，举行记者招待会和新闻发布会。

除在宣布紧急状态外，不进行新闻检查，主办单位对所办的新闻机构的管理，不视为新闻检查。

第二十八条 新闻机构舆论监督应得到国家支持，受法律保护。

国家机关对新闻媒介发表的事关公共利益的重大批评报道，除涉及机密者外，应根据新闻机构的要求，及时予以答复。

国家机关和国家工作人员不得对新闻机构的舆论监督，进行阻挠、压制和恐吓。

第二十九条 新闻机构不得发表《中华人民共和国出版法》规定的禁载内容。

第三十条 新闻机构不得发表失实的新闻。

发现新闻失实，新闻机构应当及时更正。

受权发表的新闻失实，由授权者更正。

国家机关提供不真实的情况而造成的新闻失实，由提供情况的国家机关更正。

采用或转载（播）其他新闻机构的新闻失实，在播发或原载的新闻机构更正后，采用或转载（播）的新闻机构也应更正。

第三十一条 公民、法人和其他社会组织，发现新闻失实，有权要求新闻机构发表更正或答辩。

新闻机构收到更正或答辩的要求，只要认定这种更正或答辩是有根据的，没有违反法律和社会公德，并没有其他不予发表的正当理由，就应当及时发表更正或答辩。如果这种更正或答辩失实，由更正者或答辩者承担法律责任。

第三十二条 新闻机构对于非故意原因造成的一般失实新闻，只要应当事人的要求，及时地发表了更正或答辩，并明确承认其是真实的，即视为已经履行了新闻失实的法律责任。

第三十三条 新闻机构认定新闻的基本事实属实，或认为更正、答辩不宜发表，应在收到更正或答辩要求以后，及时通知当事人。逾期不通知的，或没有正当理由而拒绝发表更正或答辩的，当事人可以向新闻机构的主办单位反映，或向新闻仲裁委员会申请，或向人民法院起诉。

第五章 外国驻华新闻机构与驻华记者

第三十四条 外国新闻机构派遣驻中国以从事新闻活动为职业的记者有两名以上，或一名以上及雇员两名以上的，称为外国驻华新闻机构。

以从事新闻活动为职业、在华停留两个月以上的外国新闻机构派驻中国的记者，称为外国驻华记者。

第三十五条 外国要求在中国设立新闻机构或派遣驻华记者，须由派遣机构总部负责人提前三十天向中

国政府主管部门申请并办理登记手续。

第三十六条 中国政府主管部门在办理登记时，发给外国驻华记者为期一年的记者证。

外国驻华记者所持记者证期满，需要继续其采访、报道活动，应当在期满前十五天向中国政府主管部门申请办理记者延期手续。每次延长期一年。无正当理由而逾期不办延期手续超过三十天的，即视为离任，自动失去驻华记者的资格。

第三十七条 外国驻华新闻机构要求更换记者，应当提前三十天向政府主管部门提出申请，从新任记者办理完成登记手续之日起，原任记者停止在我国的新闻活动。

外国驻华新闻机构和驻华记者如停止在我国的新闻活动，应提前二十天书面通知中国政府主管部门，并在税务和其他有关事宜清理完毕后，办理注销登记手续。

第三十八条 外国驻华记者采访我国主要领导人应向中国政府主管部门提出书面申请。采访国务院部委及记者驻在城市的开放单位，可同有关外事单位联系。

第三十九条 赴我国政府规定的开放地区采访，应同有关省、自治区、直辖市外事部门联系。赴非开放地区采访或旅游，应向我国政府主管部门提出书面申请，经批准并到公安机关办理旅行证后方可前往。

第四十条 未经批准为驻华记者的外国人，不享受驻华记者待遇，不得在我国进行新闻活动。

第四十一条 外国驻华记者的新闻活动不得超出正常的采访报道范围，不得以不正当或非法手段进行新闻活动。外国驻华记者作为旅游者去外地，不得进行新闻活动。

第四十二条 我国依法保护外国驻华新闻机构和驻华记者的正当权益，为驻华记者进行正常的新闻活动提供方便。

第四十三条 外国驻华记者不得在我国境内架设电台。对于业务需要的新闻电讯线路、通讯设备等，应当向当地电讯、电视等单位申请租用。

第四十四条 外国驻华新闻机构和外国的新闻设施不得设置在外交或外事代表机构内，其工作人员不得是外交或领事机构的成员。

第六章 法律责任

第四十五条 对于违反本法规定的单位和个人，有关的国家机关有权根据其违法情节，依法分别追究其行政责任、民事责任、刑事责任。

第四十六条 违反本法第九条规定的新闻机构，根据《中华人民共和国出版法》的有关规定处理。

第四十七条 违反本法第二十条规定的新闻工作者，情节较重的，由政府新闻行政管理部门提其所属该新闻机构或新闻机构的主办单位给以行政处分；构所（成）侵权的，由该新闻工作者和其所属的新闻机构承担连带责任；情节严重的、构成犯罪，由司法机关依法追究其刑事责任。

第四十八条 违反本法第二十三条规定的新闻机构，由该新闻机构的主办单位或政府新闻行政管理部门给予行政处罚；情节严重、构成犯罪的，由司法机关依法追究有关责任人员的刑事责任。

第四十九条 违反本法第二十九条规定的新闻机构，根据《中华人民共和国出版法》的有关规定处理。新闻机构违反本法第二十九条规定，情节严重的，其主办单位应负行政责任。

第五十条 违反本法第三十条规定的新闻机构、新闻工作者和其他有关人员，分别不同情况追究其法律责任。

（一）有下列情况之一的，由社长（总编辑、主编、台长）承担法律责任：

- 1 直接组织和授意发表的新闻失实；
- 2 明知不真实的新闻或违反法律、政策的新闻；
- 3 应该预见该新闻不真实而未作进一步核实的新闻。
- 4 明知已发表的新闻失料应该发表更正而拒不更正的。

（二）记者采写的新闻失料，由该记者承担法律责任。

（三）编辑修改新闻引起的失实，由该编辑承担法律责任。

（四）受权发表的新闻失料，由授权者承担法律责任。

（五）根据国家机关提供的新闻材料编写发表的新闻失实，由提供新闻材料的国家机关承担法律责任。

（六）投稿者投来并经新闻机构调查核对过的新闻失实，由投稿者和新闻机构共同承担法律责任。

（七）采用或转载其他新闻机构的新闻失实，由播发或原载的新闻机构和采用或转载的新闻机构共同承担法律责任。

第五十一条 公民、法人和其他社会组织对新闻机构违反本法第三十条规定造成民事侵权或刑事诽谤，可以直接向人民法院起诉，但该起诉须在该新闻发表之日起六个月内提出。

第五十二条 对违反本法第二十八条规定的单位或个人，政府新闻行政管理部门和有关新闻机构可视其情节轻重，提请其上级主管部门或其单位的负责人追究其行政责任；构成侵权的，应追究有关单位和个人连带责任；情节严重、构成犯罪的，由司法机关追究其刑事责任。

第五十三条 违反本法第五章规定的外国驻华新闻机构和驻华记者，由中国政府主管部门视其情节，按照国际惯例处理。

第七章 附则

第五十四条 国家新闻行政管理部门根据本法制定实施细则。

第五十五条 本法由国家新闻行政管理部门负责解释。

第五十六条 本法自公布之日起施行。在此之前颁布的有关新闻工作的规定，凡与本法抵触的，均以本法为准。

(日訳)

中華人民共和国新聞法草案(審議用稿)

第一章 総則

第一条 「中華人民共和国憲法」及び我が国の実際状況に基づき、新聞の自由を保障し、新聞秩序を守り、社会主義の新聞事業を発展させるために、本法を制定する。

第二条 新聞の自由とは、公民がメディアを通じて国内外の大きな出来事を理解し、情報を獲得し、それを伝え、意見を発表し、社会生活及び国家の政治生活に参加するうえで一つの民主的権利である。

公民は新聞の自由の権利を行使する際、社会の安全に危害を与えてはならず、国家、集団の利益及び公民の合法的権益を害してはならない。

国家は公民が法律に許される範囲で新聞の自由の権利を行使することについて追究や侵害を受けないことを保障すると同時に、法律によって新聞の自由を濫用する行為を抑える。

第三条 新聞業の任務とは：

(1) 中華人民共和国の憲法及び法律を宣伝し、中国共産党及び人民政府の基本路線、方針、政策を宣伝し、輿論の先導を行う。

(2) 情報を伝え、適時に国内外の政治、経済、科学、文化およびその他の領域の活動に対し、真実の、客観公正な報道を行う。

(3) 公衆輿論を反映し、公民が社会協商対話活動に参加、国家及びその他の公共実務の討議に参加するために、条件を提供する。

(4) 輿論の監督を展開し、官僚主義、法に違反し、規律を乱すこと及びすべてのよくない現象を暴露、批判する。

(5) 知識を伝え、健全な文化娯楽を提供し、祖国を愛し、人民を愛し、労働を愛し、科学を愛し、社会主義の公德を愛することを唱導し、社会主義の精神文明建設を促進する。

第四条 国家は報道機関の業務秩序及び正常な新聞活動を保護する。

第五条 国家は新聞事業を保護及び育成し、必要な物質条件を提供し、優遇した経済政策を実行する。

第六条 国家は新聞業の任務を達成する中で重要な貢献をした新聞工作者を表彰及び奨励する。

第七条 中華人民共和国領域において新聞活動を行う自然人及び法人はすべて本法を遵守しなければならない。出版活動に関わるものは、併せて「中華人民共和国出版法」を遵守しなければならない。

第八条 本法の称するところの新聞とは、新聞紙、刊行物、電信、ラジオ、テレビ、映画及びその他の印刷、コピー、録画の手段で伝えられる情報、通信、言論、公告、資料、写真、画像等を指す。

本法の称するところの新聞活動とは、ニュースを取材、編集及び伝えるすべての行為を指す。

本法の称するところの報道機関（新聞機構）とは、ニュース新聞社、通信社、ニュース定期刊行物社、ニュース写真社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所及びその他のニュースを取材、編集、伝えるなどを主要な活動とする単位を指す。

本法の称するところの新聞工作者とは、報道機関（新聞機構）に雇われて、ニュースを取材、編集、伝えるとともにジャーナリズム専門技術職務を得た人を指す。

第九条 ニュース新聞社、ニュース定期刊行物社、ニュース写真社の創設、審査認可及び出版行政管理には「中華人民共和国新聞法」が適用される。

第十条 通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所は国家だけが作ることができる。

通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所の創設及び審査認可は別の規定によるが、その新聞活動には本法が適用される。

第二章 新聞事業の管理

第十一条 国家は新聞行政管理部門を設立、法律によって全国の新聞事業を管理し、国家の新聞行政管理部門は下記の職権を行使する：

- (1) 新聞法律、法規を起草し、審査を経て公布された後、実施を組織する。
- (2) 新聞業に関する方針、政策および規則制度を制定し、全国の新聞業にマクロ管理を実行する。
- (3) 新聞業の発展計画を制定し、併せて実施を組織する。
- (4) 地方各級人民政府の新聞行政管理部門の業務を指導する。
- (5) 国務院が与えるその他の職権。

第十二条 県以上の各級地方人民政府は新聞行政管理機構を設立し、法律によって当該地方の新聞事業を管理する。

第十三条 省、自治区、直轄市以上の新聞行政管理部門は新聞仲裁委員会を設立でき、新聞活動の中の揉め事を処理する。[別の案：省、自治区、直轄市以上の新聞行政管理部門は新聞仲裁委員会を設立でき、新聞活動の中の揉め事を処理する。]

新聞仲裁委員会は新聞工作者協会代表、新聞工作者、法学工作者、弁護士および社会各界の人物により構成される。

新聞仲裁委員会は下記の新聞の揉め事の申し立てを受け入れる：

(1) ニュースが事実と異なることによって引き起こされる被報道者と報道機関(新聞工作者)の間の揉め事。

(2) 報道機関(新聞工作者)とニュース提供者の間でニュース素材を処理する際発生する揉め事。

(3) 報道機関(新聞工作者)との間でニュースを報道することで発生する揉め事。

(4) 新聞行政部門から持ち込まれる新聞の揉め事。

新聞仲裁委員会はすでに人民法院に起訴された新聞の揉め事を受理しない。

新聞仲裁委員会の仲裁手続きは別に規定する。

第三章 新聞工作者

第十四条 中華人民共和国の憲法および法律を遵守し、中華人民共和国を熱愛し、社会主義制度を擁護し、中国共産党の指導を受け入れるすべての中国公民で、下記の条件の一つに合うものは新聞工作者の資格取得の申請できる：

(1) 修士学位を獲得、第二学士学位を獲得、大学院卒業証書を獲得している者。

(2) 四年制大学を卒業、併せて新聞業務実習一年以上(一年を含めて)の者。

(3) 三年制大学の教養程度を備え、併せて新聞業務実習二年以上(二年を含めて)の者。

第十五条 新聞工作者の資格の取得は、雇用する報道機関による考査を受けて合格、併せてそれに相応した新聞専門技術職務評議審査委員会の評定を経なければならない。

第十六条 新聞工作者の新聞専門技術職務には、補佐記者(補佐編集者)、記者(編集者)、主任記者(主任編集者)、高級記者(高級編集者)がある。

補佐記者以上の新聞専門技術職務(補佐記者を含めて)を獲得したものは、すなわち新聞工作者の資格を取得したことになる。

第十七条 報道機構は業務の必要から、特約新聞工作者を招聘することができる。特約新聞工作者は、記者以上(記者を含めて)の新聞専門技術職務を備えるべきである。特約新聞工作者は新聞活動を行う時、新聞工作者の権利を享受するとともに、併せて新聞工作者の義務を履行しなければならない。

第十八条 報道機構で新聞業務を実習する人員は実習新聞工作者と称する。実習新聞工作者は新聞工作者の資格を備えるものではないが、新聞活動を行う時、新聞工作者の権利を享受するとともに、併せて新聞工作者の義務を履行しなければならない。

第十九条 新聞工作者は新聞活動を行う時、下記の権利を享受する：

(1) 合法的なルートを通じて、ニュースソースに接近し、ニュース素材を取材収集する。

(2) 国家機関、政党、社会团体、企業事業単位を取材し、併せてニュース素材を獲得する。

上述の被取材者が提供するニュース素材は真実でなければならない。ニュース素材を提供するという義務を有する国家機関が、ニュース素材を公開できないと考えた時、あるいは提供することを拒絶する

時は、理由を説明し、併せて適時に取材者あるいは彼の所属する報道機関に通知するべきである。報道機関はその理由が正当ではないと考える時、その上級機関あるいは関連部門に伝達、あるいは新聞仲裁委員会に申し立てを行うことができる。

(3) 国家機関、政党、社会団体、企業事業単位が開催する公開会議と公共利益に関する公衆集会を取材する。ニュース素材を提供する義務を有する国家機関が開催する公開会議および公共利益に関する公衆集会が、取材を拒絶、あるいは取材する人数を制限するとすれば(2)項の原則に基づいて処理する。

(4) 社会生活の中における各種の事件を報道、評論する。

(5) 国家機関、政党、社会団体、企業事業単位の官僚主義、法律に違反し、規律を乱すことおよびすべての良くない現象を暴露、批判する。

(6) 批判を伝達、事実を確認する時、回答を求める合理的な期限を提示する。もし関係単位あるいは個人が正当な理由なく期限までに回答しなければ、すなわち尋ねられた事実と異なる意見が無いものと見なす。

(7) 当該報道機関の責任者あるいは法律に基づいて法廷で証言する時を除き、ニュースソースを明らかにすることを拒絶する。

(8) 正常な業務が妨害、阻害された時は、関係国家機関にそれを排除することを要求する。

(9) 職務を履行することで、打撃を受け、陥れられ、人身の安全が脅威にさらされ、合法的権益が侵害を受けた時、関係国家機関に保護、侵害制止を要求する。

(10) 職務を履行する必要があるれば、交通、通信および宿泊面で優先的に手配される。

(11) 本法の賦与するその他の権利。

第二十条 新聞工作者が新聞活動を行う時、下記の義務を履行すべきである：

(1) 所属する報道機関の創設の宗旨と規約を遵守し、所属する報道機関の指導を受ける。

(2) 職責を真剣に履行し、真実、客観公正にニュースを報道する。

(3) 法律の規定に基づいて国家秘密を守り、被取材者の業務秘密を守り、他人のプライバシーを保護する。

(4) 司法の尊厳を擁護する。司法機関の同意を得なければ、非公開審理の案件を報道、合議法廷の評議内容を披歴してはならない。案件の捜査、検察、審判に対する報道は司法手続きと一致させるべきで、案件の判決に対する評議は、結審後に始めて行える。

(5) 職務を履行する便宜を利用して、広告あるいはその他の営利活動に直接従事してはならない。

(6) ニュースを取引にし、金品を求め、私利を図ることを厳禁する。

(7) 本法の規定するその他の義務。

第二十一条 新聞工作者が刑法に触れたことによって、政治権利剥奪、あるいは有期懲役刑以上（有期懲役刑を含む）に処された場合、報道機関はその新聞工作者の資格を停止あるいは取り消すべきである。

第四章 報道機関

第二十二條 社長(総編集、主編、局の長)は報道機構の法定代表人であり、当該報道機関の業務を指導する。社長(総編集、主編、局の長)は報道機関の設立の宗旨と編集方針に基づいて、新聞活動を組織し、ニュースを發表するか發表しないかを決定し、当該報道機関の部門設置を決定し、法律と関係規約に基づいて、当該報道機関の工作人員を招聘、辞退、任免、賞罰を与える権限を有する。

第二十三條 報道機関は業務の必要に応じ、取材編集部門と経営部門を設置することができる。

取材編集部門は新聞活動の責任を負い、広告およびその他の経営活動に従事することができない。経営部門は広告およびその他の経営活動の責任を負い、新聞活動に従事することができない。経営部門は、広告およびその他の経営活動に従事するとき、国家の関係法律を遵守しなければならない。

いかなる広告も明確な方式で注記すべきであり、ニュースの形式で広告を掲載、発信し、金品を受け取ることができない。

第二十四條 報道機関は業務の必要に応じ、記者センターを設置することができる。記者センターは報道機関から派遣されたニュースを取材する専門機関である。記者センターの設置は所在地の新聞行政管理部門の認可を受け、併せてその管理を受け入れなければならない。

第二十五條 報道機関は法律に基づいて新聞活動を独立して行い、ニュースの發表に対する責任を負う。国家の重大な実務のニュースあるいは確かに判断の難しい重要ニュースに属するものは、事前に国家の主管部門の意見を求めなければならない。公民が未だかつて公やけに發表していない重要な談話を發表するには、談話の主の審査、照合の要求を拒絶してはならない。

第二十六條 報道機関が發表するニュースは、国家あるいは設立単位から権限を授けられたもの以外、国家あるいは設立単位を代表しない。

第二十七條 報道機関がニュースを發表することは国家からの支持を得、法律の保護が受けられるべきである。

国家機関は報道機関に対し価値あるニュース素材を提供する義務を有する。しかし、機密に関わるものは除外する。

国家機関はニューススポークスマン制度を設け、記者会見とニュース發表会を行うべきである。

緊急状態が宣言された時以外、ニュース検閲を行わない。設立単位が行っているところの報道機関に対する管理は、ニュース検閲とは見なさない。

第二十八條 報道機関の輿論監督は国家に支持され、法律の保護が受けられるべきである。

国家機関は、報道機関が發表した公共利益に関する重大な批判報道に対して、機密に関わるのを除外して、報道機関の要求に基づいて、適時に回答を与えるべきである。

国家機関と国家工作人員は、報道機関の輿論監督に対し、妨害、抑圧および恐喝を行ってはならない。

第二十九条 報道機関は『中華人民共和国出版法』に規定する掲載禁止の内容を公表してはならない。

第三十条 報道機構は事実と異なるニュースを公表してはならない。ニュースが事実と異なることを発見した場合、報道機関は適時に訂正しなければならない。

権限を授けられたニュースが事実と異なる場合、授権者により訂正される。

国家機関が真実ではない情報を提供することによって、ニュースが事実と異なることを引き起こした場合、情報を提供した国家機関により訂正される。他の報道機関から採用あるいは転載（放送）したニュースが事実と異なる場合、放送あるいはもともと掲載した報道機関が訂正した後、それを採用あるいは転載（放送）した報道機関も訂正すべきである。

第三十一条 公民、法人およびその他の社会組織は、ニュースが事実と異なることを発見した場合、報道機関に訂正あるいは弁明を公表することを求める権利を有する。

報道機関は、訂正あるいは弁明の要求を受けて、その訂正あるいは弁明に根拠があると認定され、法律と社会公德に違反せず、併せてその他の発表しない正当な理由がなければ、適時に訂正あるいは弁明を公表すべきである。もしその訂正あるいは弁明が事実と異なる場合、訂正者あるいは弁明者が、法律責任を負う。

第三十二条 報道機関は、故意ではない原因によりもたらされた一般的な事実と異なるニュースに対し、当事者の要求に応え、適時に訂正あるいは弁明を公表し、併せてそれが事実であると明らかに認めさえすれば、事実と異なるニュースについての法律責任を履行したものと見なす。

第三十三条 報道機関は、ニュースの基本的事実が事実だと認定し、併せて訂正、弁明の発表が適当ではないと考えた場合、訂正あるいは弁明の要求を受けた後、当事者に適時に通知すべきである。期限を超えて通知しない、あるいは正当な理由もなく訂正あるいは弁明を公表することを拒絶した場合、当事者は報道機関の主宰単位に伝えるか、あるいは新聞仲裁委員会に申請、あるいは人民法院に提訴することができる。

第五章 駐華外国報道機関と駐華記者

第三十四条 外国の報道機関が中国に派遣駐在させ新聞活動に従事することを職業とする記者が2名以上、あるいは1名以上及び職員2名以上いるものを、駐華外国報道機関と称する。

新聞活動に従事することを職業として、中国に二ヶ月以上滞在する外国報道機関から中国に派遣駐在する記者を駐華外国人記者と称する。

第三十五条 外国が中国に報道機関を設立、あるいは駐華記者を派遣することを求める場合、派遣機関本社の責任者は30日前までに中国政府主管部門に申請し、併せて登記手続きとらなければならない。

第三十六条 中国政府主管部門は登記を処理する時、駐華外国人記者に期限1年の記者証を発給する。

駐華外国人記者の所持する記者証が期限を迎え、引き続きその取材報道活動を行う必要がある場合は、期限満了15日前に中国政府主管部門に記者延長手続きの申請をすべきである。毎度期限の延長は1年である。正当な理由がなく、期限切れから30日を越えて延長の手続きをとらない場合、すなわち離任と見なし、駐華記者の資格を自動的に失う。

第三十七条 駐華外国報道機関が新聞記者の交替を求める場合、30日前までに政府主管部門に申請すべきであり、新記者が登記の手続きを完了した日より、原記者は中国における新聞活動を停止しなければならない。

駐華外国新聞機関および駐華記者が中国での新聞活動を停止する場合は、20日前までに、中国政府の主管部門へ書面で通知し、併せて税務およびその他の関連事項を清算完了後、登記抹消手続きを行う。

第三十八条 駐華外国人記者が中国の主要な指導者を取材したい場合、中国政府の主管部門に書面申請を提出すべきである。国務院の部委および記者の駐在している都市の開放単位を取材する場合、関係外事単位と連絡を取ることができる。

第三十九条 中国政府の規定する開放地区に赴き取材する場合、関係省、自治区、直轄市の外事部門と連絡をとるべきである。非開放地区に赴き取材あるいは観光をする場合、中国政府の主管部門に書面申請を提出し、許可を得てから、併せて公安機関に行き旅行証の手続きをして始めてその地域へ行くことができる。

第四十条 駐華記者の承認を受けていない外国人は駐華記者の待遇を享受できず、中国において新聞活動は行えない。

第四十一条 駐華外国人記者の新聞活動は正常の取材報道範囲を超えてはならず、不正あるいは不法な手段によって新聞活動を行ってはならない。駐華外国人記者は旅行者として外地に行く場合、新聞活動を行ってはならない。

第四十二条 中国政府は法律に基づいて、駐華外国新聞機関および駐華記者の正当な権益を保護し、駐華外国人記者が正常な新聞活動を行うのに便宜を提供する。

第四十三条 駐華外国人記者は中国域内で通信局を設立してはならない。業務上必要なニュース電信回線、通信設備などについては、当該地の電信、テレビなどの単位に借用申請をすべきである。

第四十四条 駐華外国報道機関と外国の報道施設は、外交あるいは外事代表機関内に設置してはならず、その従業員は、外交または領事機関の成員であってはならない。

第六章 法律責任

第四十五条 本法の規定に違反する単位と個人に対しては、関係政府機関がその違法事実の情状に基づき、法律によってそれぞれ行政責任、民事責任、刑事責任を追究する権限を有する。

第四十六条 本法の第九条の規定に違反した報道機関は『中華人民共和国出版法』の関係規定に基づき処理する。

第四十七条 本法の第二十条の規定に違反した新聞工作者は、情状の比較的重い場合、政府新聞行政管理部門から、それが属するところの当該報道機関あるいは報道機関の主宰単位に行政処分を行う。権利侵害が構成される場合は、当該新聞工作者とそれが属するところの報道機関が連帯責任を負う。情状が重大で、犯罪を構成する場合は、司法機関によって法律に従いその刑事責任が追究される。

第四十八条 本法の第二十三条の規定に違反した報道機関は、当該報道機関の主宰単位あるいは政府新聞行政管理部門によって行政処罰が行われる。情状が重大で、犯罪を構成する場合は、司法機関によって法律に従い関連する責任者に刑事責任が追究される。

第四十九条 本法の第二十九条の規定に違反した報道機関は『中華人民共和国出版法』の関係規定によって処理される。

報道機関が本法の第二十九条の規定に違反し、情状が重大な場合、この報道機関の主宰単位が行政責任を負うべきである。

第五十条 本法の第三十条の規定に違反した報道機関、新聞工作者およびその他の関連人員は、それぞれ異なる状況の下でその法律責任が追究される。

(1) 以下の情状の一つがある場合は、社長（総編、主編、局の長）が法律責任を負う。

1、直接組織し、意を授けて発表したニュースが事実と異なる。

2、真実ではないニュースあるいは法律、政策に違反したニュースであることを明らかに知っていた。

3、当該ニュースが真実ではないことを予見できたのに、一歩進んでの確認を行わなかったニュース。

4、発表されたニュースに根拠がないことを明らかに知っており、訂正を発表すべきなのに拒絶し訂正しない。

(2) 記者の取材執筆したニュースに根拠がない場合、当該記者が法律責任を負う。

(3) ニュースを編集、修正することで引き起こされた事実と異なることになった場合、当該編集者が法律責任を負う。

(4) 権限を受けて発表したニュースに根拠がない場合、権限を授けた者が法律責任を負う。

(5) 国家機関が提供したニュース素材に基づいて編集したニュースが事実と異なる場合、ニュース素材を提供した国家機関が法律責任を負う。

(6) 投稿者が投稿し、報道機関が調査確認したニュースが事実と異なる場合、投稿者と報道機関がともに法律責任を負う。

(7) その他の報道機関のニュースが事実と異なるものを採用、あるいは転載した場合、送信あるいは最初に掲載した報道機関と採用あるいは転載した報道機関がともに法律責任を負う。

第五十一条 公民、法人およびその他の社会組織は、報道機関が本法の第三十条に違反したことでもたらされる民事権益侵害あるいは刑事誹謗に対しては、直接人民法院に提訴できるが、ただし当該提訴はニュースが発表された日から六ヶ月間以内に起こすべきである。

第五十二条 本法の第二十八条の規定に違反した単位と個人については、政府新聞行政管理部門および関係報道機関はその情状の軽重を見て、その上級主管部門あるいはその単位の責任者に行政責任を追究するよう提起できる。権益侵害を構成するものは、関係単位と個人の連帯責任を追究すべきである。情状が重大で、犯罪を構成するものは、司法機関によって刑事責任を追究される。

第五十三条 本法第五章の規定に違反した駐華外国報道機関および駐華記者は中国政府の主管部門がその情状を見て、国際慣例に合わせて処理する。

第七章 付則

第五十四条 国家新聞行政管理部門は本法に基づいて実施の細則を制定する。

第五十五条 本法は国家新聞行政管理部門が解釈の責任を負う。

第五十六条 本法は公布した日から施行する。これより以前に配布されている新聞工作に関する規定で、本法と抵触するものはすべて本法を基準とする。

(翻訳：閻瑾 蔡昕悦 朱瑞璽 整理：神尾優)

2. 「『新聞出版法』公民提案稿草案」(「《新闻出版法》公民建议稿草案」)(魯愛宗 2005年3月)

(原文)

《新闻法》(新闻出版法)公民建议稿草案

第一章 总则

第一条 为了维护宪法赋予公民言论、出版、集会、结社、游行、示威等自由的政治权利，保障和发展民主与法制，推进依法治国，依法规范管理新闻出版业，保护新闻出版机构和新闻从业者的合法权益，促进新闻出版的正常发展，制定本法。

第二条 本法所称新闻出版，是指全国范围内以电视、报刊、广播、电影、网络、图书等公开发表形

式，进行新闻出版、发行。新闻出版坚持为全体公民服务原则，维护公民的社会、政治知情权，同时保护公民的隐私权不受侵犯。舆论监督是公民监督、参与政治生活和社会监督的重要组成部分。新闻出版机构依法享有独立的注册登记权、采访权、报道权、批评权、评论权。任何单位和个人对公开的新闻舆论内容有异议时，可依法通过正当途径反映，不得以任何非法手段干扰新闻出版工作。国家机构及有关政党组织、国家行政机关、审判机关、检察机关受公民及新闻出版机构的舆论监督。法律保护公民对任何国家机关和国家工作人员有通过新闻出版机构提出批评和建议的权利，公开任何国家机关和国家工作人员的违法失职行为。新闻出版不得捏造或者歪曲事实进行诬告陷害。对于公民的申诉、控告或者检举，新闻出版机构有监督各级国家机关和政府部门查清事实，负责处理的权利。任何人不得压制和打击报复向新闻出版机构提供消息来源的公民。新闻出版机构应保护消息来源，保障大众的知情权不受侵犯。在全国范围内登记的各类资本申请登记设立的新闻出版机构，适用本法。

第三条 新闻出版机构依法登记，行政部门不得设置任何准入性的行政许可。新闻出版机构允许由国家、政党、集体和个人等多种所有制性质设立，注册登记后新闻出版机构实行企业法人制，法人拥有产权并对产权负责。全国最高立法机构代表国家行使新闻出版立法权。任何单位或者个人不得限制新闻出版机构的新闻出版、传播，不得强制、暗箱操作、收买或者以其他欺骗形式非法破坏新闻出版工作的正常开展。新闻出版机构不得违反宪法和法律，不得损害公共利益，不得滥用新闻出版自由权利侵犯公民权利，任何单位和公众人物面向全社会公开发布新闻，必须依法真实、客观、公正地发布信息，不得故意隐匿真实信息。

第四条 国家机构和行政部门公开披露新闻信息，应设立专门新闻发言人，对国家形象、公民利益负责，保障公民知情权。国家有义务推动政党组织、政府公务等事关国计民生的一切政务通过新闻出版机构向公众公开，提高政府工作透明度，加强政党组织、国家机关和政府部门与民众的联系、增强与媒体的沟通，不得拒绝新闻出版机构的信息披露要求。任何有损新闻出版的行为，应受到法律追究，新闻舆论应公布和抨击。

第五条 国家有义务建立新闻信息公开查询系统，任何单位和个人都可以无偿、无条件使用、传播下列新闻信息：法律、法规，国家机关的决议、决定、命令和其他具有立法、行政、司法性质的文件，及其官方正式译文；时事新闻；历法、通用数表、通用表格和公式。

第六条 国家建立新闻出版机构登记管理制度，依法登记的新闻出版机构受法律保护。政府部门负责新闻出版机构的行业监督和规范管理。

第七条 任何单位和个人都有遵守新闻出版法律、法规的义务，并有权对违反新闻出版法律的行为提出监督和投诉。

第八条 法律保护公民自愿在电视台、电台等新闻节目及报刊、图书等出版物上自由表达自己对国家事务、经济和文化事业、社会事务的见解和意愿，自由发表自己从事科学研究、文学艺术创作和其他文化活动的成果。国家和民间机构对于在发展和促进新闻出版事业以及进行有关的社会、科学、文化研究等方面

成绩显著的单位和个人给予评比和奖励，支持新闻出版业的快速发展。

第九条 新闻出版机构有义务保障国家利益安全、国防安全、公民权利和公民个人生活不受侵犯；国家加大投入支持和保障以妇女、未成年人、残疾人等群体为服务对象的新闻出版业，少数民族地区的新闻出版业，保证经济欠发达地区和老、少、边、穷地区新闻出版业的普及与发展。

第十条 盲人出版物由国家免费出版，为盲人提供新闻服务的新闻出版机构，国家财政应当给予扶持，并可以接受社会力量的资助。国家扶持并鼓励民间机构投资少数民族地区和以妇女、未成年人、残疾人为对象的图书、报刊、音像制品等各类出版物的出版发行。

第二章 新闻出版机构的注册登记

第 11 条 新闻出版机构实行属地管理和属地注册登记制度。

第 12 条 新闻出版机构的设立与撤消，由主办单位依法提出申请，报政府登记机关注册登记后设立与撤消；未经注册登记，不得擅自设立和撤消新闻出版机构。

第 13 条 设立新闻出版机构应向行政登记机关申请，申请人应当具备下列条件，并提交书面材料：

- (一) 有新闻出版机构的名称、章程；
- (二) 有确定的业务、经营范围；
- (三) 有 10-50 万元以上的注册资本和固定的工作场所；
- (四) 有适应业务范围需要的符合国家规定的资格条件的新闻出版、编辑、出版专业人员；
- (五) 法律规定的其他条件。

注册登记新闻出版机构，由登记机关发放新闻出版行业营业执照。

第 14 条 设立新闻出版机构的申请登记内容及营业执照应当载明下列事项：

- (一) 机构的名称、地址；
- (二) 机构的出版形式，出版形式的标识、出版物的商标和名称；
- (三) 机构的主办单位的名称、地址；
- (四) 机构的法定代表人或者主要负责人的姓名、住址、受教育情况、资格证明文件；
- (五) 机构的资金来源及数额。

第 15 条 行政部门应当自收到设立新闻传播机构的申请之日起 60 日内，作出批准或者不批准的决定，并书面通知主办单位；不批准的，应当书面说明理由。

第 16 条 设立新闻出版机构的主办单位应当自收到批准决定之日起 30 日内, 领取新闻出版行业营业执照, 具备法人条件, 并独立承担民事责任。

第 17 条 所有合法出版物受法律保护, 任何组织和个人不得非法干扰、阻止、破坏出版物的出版、发行和其他方式的传播。

第 18 条 新闻出版机构实行法人和总编辑负责制度。

第 19 条 以未成年人为对象的新闻出版内容及相关出版物不得含有诱发未成年人模仿违反社会公德的行为和违法犯罪的行为的内容, 不得含有恐怖、残酷等妨害未成年人身心健康的内容。成人出版物实行严格的分级制度。

第 20 条 新闻出版内容及相关出版物不真实或者不公正, 致使公民、法人或者其他组织的合法权益受到侵害的, 其法人应当公开更正, 消除影响, 并依法承担其他民事责任。

第 21 条 新闻出版不得擅自改变经批准的机构及法定出版物的名称; 确需改变的, 应申请变更或重新登记。

第三章 法律责任

第 22 条 未经登记或者骗取并盗用他人名称进行登记的, 非法出版、经营新闻出版物的, 责令停止违法行为, 没收违法所得。

第 23 条 妨害新闻出版机构正常开展工作的, 新闻出版机构应依法向法院提起诉讼, 追究妨害责任; 造成损失的, 可依法请求损害赔偿。

第 24 条 违反本法各条款规定, 并在事实上造成严重后果的, 应通过司法程序依法追究法律责任, 新闻出版机构应予公开真相, 消除影响。

第 25 条 国家机关和政府部门违反本法规定损害新闻出版自由和公民知情权, 依法通过司法途径追究法律责任。

第 26 条 本法自 20 年 月 日起施行。

(日訳)

「新聞出版法」公民提案稿草案 啓愛宗 2005年3月

第一章 総則

第一条 憲法が公民に与える言論、出版、集会、結社、デモ、示威等の自由の政治的権利を守り、民主と法制を保障、発展させ、法律に基づいて、国を治めることを推進し、法律に基づいて新聞出版業を規範化し、管理し、新聞出版機関および新聞従業者の合法権益を保護し、新聞出版の正常な発展を促進するために、本法を制定する。

第二条 本法の称するところの新聞出版とは、全国的規模においてテレビ、新聞刊行物、ラジオ、映画、インターネット、図書などの公表された発表形式によって新聞出版、発行を行うことを指す。

新聞出版は公民全体に奉仕するという原則を堅持し、公民の社会、政治的知る権利を守ると同時に、公民のプライバシー権が侵害されないように保護する。

輿論の監督とは公民が政治生活を監督し、これに参加することによる社会監督の重要な構成部分である。

新聞出版機関は法律により、独立し、干渉を受けない登録登記権、取材権、報道権、批評権、評論権を享受する。いかなる単位および個人も公開された報道輿論内容に対し異議があるときは、法律に基づいて正当なルートを通じてこれを反映することができるが、いかなる不法な手段によっても新聞出版工作を妨害してはならない。

国家機関および関係政党組織、国家行政機関、裁判期間、検察機関は公民および新聞出版機関の輿論監督を受ける。

法律は、公民がいかなる国家機関や国家公務員に対しても新聞出版機関を通じて批判および提案を行う権利を有し、国家機関および国家公務員の違法行為、職責を全うしない行為を公開することを保護する。

新聞出版は事実を捏造、あるいは歪曲し誣告、人を陥れることを行ってはならない。公民の訴え、告訴、あるいは摘発に対して、新聞出版機関は各級の国家機関や政府部門が、事実を明らかにし、責任を持って処理をするように監督する権利を有する。いかなる人も新聞出版機関に情報源を提供した公民に対し抑圧したり、打撃、報復を行ったりしてはならない。新聞出版機関は情報源を保護し、大衆の知る権利が侵害されないよう保障すべきである。

全国的規模で登記された域外の資本の設立した新聞出版機関には本法が適用される。

第三条 新聞出版機関は法律によって登記され、行政部門は認可するようないかなる行政許可も設けてはならない。新聞出版機関は国家、政党、集団および個人など様々な性質の所有制によって設立されることが許され、登録登記した後、新聞出版機関は企業法人制を実行し、法人は財産権を持つとともに、財産権に対し責任を負う。

全国最高立法機関は国家を代表して新聞出版立法権を行使する。いかなる単位あるいは個人も新聞出版機関の新聞出版、伝播を制限することはできず、強制や裏からの操作、買収あるいはその他の人を欺く形式によって不法に新聞出版工作の正常な展開を破壊してはならない。新聞出版機関は憲法や法律に

違反してはならず、公共の利益に損害を与えてはならず、新聞出版の自由権を濫用し公民の権利を侵犯してはならない。

いかなる単位や公人も全社会にニュースを公開して発表するときは、必ず法律に基づいて、真実、客観、公正に情報を公表しなければならず、故意に真実の情報を隠匿してはならない。

第四条 国家機関および行政部門はニュース情報を公に披歴をするとき、専門的なスポークスマンを設定し、国家のイメージや公民の利益に対し責任を負い、公民の知る権利を保障すべきである。

国家は政党組織、政府の公務など国家計画や民衆生活に関係するあらゆる政務を新聞出版機関を通じて公衆に公開し、政府の活動透明度を高め、政党組織、国家機関および政府部門の民衆との連携を強化し、メディアとのコミュニケーションを増強し、新聞出版機関の情報披歴要求を拒絶してはならないよう推進する義務を有する。新聞出版に損害を与えるいかなる行為も法的な追究を受けるべきであり、新聞輿論はそれを公表、攻撃すべきである。

第五条 国家はニュース情報の公開検索システムを作る義務を有し、いかなる単位および個人も無償で、無条件で下記のニュース情報を使用伝播することができる：法律、法規、国家機関の決議、決定、命令及びその他の立法、行政、司法の性質を備えた文書、およびその政府筋の公式訳文；時事ニュース；暦法、通用数表、通用書式および公式。

第六条 国家は新聞出版機関登記管理制度をつくり、法律に基づいて登記された新聞出版機関が法律によって保護されるようにする。政府部門は新聞出版機関の業種の監督および規範の管理に責任を負う。

第七条 いかなる単位および個人も、新聞出版の法律、法規を遵守する義務があり、あわせて、新聞出版法律に違反した行為に対し監督と訴えを行う権利を有する。

第八条 法律は、公民が自ら望んでテレビ局、ラジオ局などのニュース番組および新聞刊行物、図書などの出版物で、自由に国家の実務、経済および文化事業、社会の実務に対する自らの見解と願望を表現し、自由に科学研究、文学芸術の創作およびその他の文化活動に従事したことによる自らの成果を発表することを保護する。

国家と民間機関は、新聞出版事業を発展、促進させることおよび関係ある社会、科学、文化研究などを進める面において、顕著な成績を収めた単位および個人に対して評定と奨励を与え、新聞出版事業の速やかな発展を支持する。

第九条 新聞出版機関は、国家利益の安全、国防の安全、公民の権利および公民個人の生活が侵犯を受けないよう保障する義務を有する。国家は資金投入を増大させ、婦女、未成年者、身体障害者などの集団を奉仕の対象とする新聞出版業、少数民族地区の新聞出版業を支持、保障し、経済発展不十分な地区および古くから解放された地区、少数民族地区、辺境地区、貧困地区の新聞出版業の普及と発展を保証する。

第十条 視覚障害者向けの出版物は、国家によって無償で出版され、視覚障害者にニュースサービスを提供する新聞出版機関については国家財政による支援が与えられるべきであるとともに、社会から資金援助を受け入れることができる。国家は民間機関が少数民族地区および、婦女、未成年者、身体障害者を対象とする図書、刊行物、AV 製品など各種出版物の出版、発行に投資することを支援し、これを励ます。

第二章 新聞出版機関の登録登記

第十一条 新聞出版機関は属地管理と属地登録登記制度を実行する。

第十二条 新聞出版機関の設立および解散は、主宰単位によって法律に基づいて申請を提出し、政府登記機関に登録登記を報告した後、設立および解散する；また、登録登記していない時、勝手に新聞出版機関を設立および解散してはならない。

第十三条 新聞出版機関を設立するには、行政登記機関に申請しなければならない、申請者は下記の条件を備え、かつ書面資料を提出しなければならない。

- (一) 新聞出版機関の名称、規程がある。
- (二) 明確な業務、経営の範囲がある。
- (三) 10-15 万元以上の登録資本および固定された活動場所がある。
- (四) 業務範囲の需要に適応し、国家规定の資格条件に合致した新聞出版、編集、出版専門の人員がいる。
- (五) 法律が規定するその他の条件

新聞出版機関の登録登記は、登記機関によって新聞出版業種営業免許書が発給される。

第十四条 新聞出版機関設立の申請登記内容および営業免許書には、下記の内容を明記しなければならない。

- (一) 機関の名称、住所
- (二) 機関の出版形式、出版形式の標識、出版物の商標および名称
- (三) 機関の主宰単位の名称、住所
- (四) 機関の法定の代表者あるいは主な責任者の名前、住所、教育履歴、資格証明資料。
- (五) 機関の資金源および金額

第十五条 行政部門は新聞宣伝機関の設立申請を受けた日から 60 日以内に、許可不許可の決定をすべきであるとともに、書面で主宰単位に通知すべきである。許可されない場合は、書面で理由を伝えるべきである。

第十六条 新聞出版機関を設立する主宰単位は、許可決定を受けた日から 30 日以内に、新聞出版業種営業免許書を受け取り、法人の条件を備えることになるとともに、独立して民事責任を負うべきである。

第十七条 あらゆる合法的出版物は法律の保護を受ける。いかなる組織および個人も、出版物の出版、発行およびその他の方式によって伝播を妨害、阻止してはならない。

第十八条 新聞出版機関は、法人および編集長責任制度を実施する。

第十九条 未成年者を対象とした新聞出版の内容およびそれと関係する出版物は、未成年者に、社会道徳に違反する行為および不法犯罪を模倣することを誘発する内容を含んではならず、恐怖、残酷など、未成年者の心身の健康を妨げる内容を含んではならない。成人向けの出版物は、適格な等級を分ける制度を実行する。

第二十条 新聞出版内容およびそれと関係する出版物の真実ではないあるいは不公正によって、公民、法人あるいはその他の組織の合法的権益が侵害された場合は、その法人が、公に訂正し、影響を排除するとともに、法律に基づいてその他の民事責任を負うべきである。

第二十一条 新聞出版は、許可された機構および法定出版物の名称を勝手に変更してはならない。もし、変更が必要な場合は、変更を申請するかあるいは、再び登記すべきである。

第三章 法律責任

第二十二条 登記せずに、あるいは他人の名義をだまし取り、盗用し、登記、不法に新聞出版物を出版、経営したものを停止しなければ違法行為を停止するよう命令を受け、違法所得が没収される。

第二十三条 新聞出版機関の正常な活動展開が妨げられた場合、新聞出版機関は、法律に基づいて法院に提訴し、妨害責任を追究すべきである。損失を被った場合は、法律に基づいて損害賠償を請求することができる。

第二十四条 本法の各条項の規定に違反するとともに、事実上重大な悪い結果がもたらされた場合は、司法手続きを通じて法律責任を追究しなければならず、新聞出版機関は、真相を公開し、影響を排除すべきである。

第二十五条 国家機関と政府部門は、本法の規定に違反し、新聞出版の自由と公民の知る権利を侵害した時、法律に基づいて司法手続きを通じて法律責任を追究する。

第二十六条 本法は20XX年X月X日から施行する。

(翻訳：閻瑾 蔡昕悦 叶柳 朱瑞望 整理：神尾優)